

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 尾島 保彦

## 1 日 時

平成26年3月20日（木） 午後1時04分から  
午後4時56分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

尾島保彦、馬場林、毛利正徳、田中利明、近藤和義、玉田輝義、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

教育委員長職務代理 林浩昭、教育長 野中信孝、  
警察本部長 大澤裕之 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第19号議案及び第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第52号議案及び第72号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 教育委員会制度改革について、情緒障害児短期治療施設附設校開設支援事業について、「大分県いじめ防止基本方針（案）」について、高校改革フォローアップ委員会の報告について、別杵・速見地域及び日田・玖珠地域の新設高校に係る設置学科について、県立学校における土曜日等授業実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正について、第3次大分県子ども読書活動推進計画について及び大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐	武石誠一郎
政策調査課調査広報班	主査	飯田聖子

# 文教警察委員会次第

日時：平成26年3月20日（水）13：00

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係

13：00～13：50

### (1) 合い議案件の審査

第 19号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成26年度大分県一般会計予算  
(本委員会関係部分)

第 52号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

### (3) その他

## 3 教育委員会関係

13：50～16：20

### (1) 合い議案件の審査

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成26年度大分県一般会計予算  
(本委員会関係部分)

第 52号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

第 72号議案 美術品の取得について

### (3) 諸般の報告

①教育委員会制度改革について

②情緒障害児短期治療施設附設校開設支援事業について

③「大分県いじめ防止基本方針（案）」について

④高校改革フォローアップ委員会の報告について

⑤別杵・速見地域及び日田・玖珠地域の新設高校に係る設置学科について

⑥県立学校における土曜日等授業実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正について

⑦第3次大分県子ども読書活動推進計画について

⑧大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容の一部変更について

### (4) その他

#### 4 協議事項

(1) その他

#### 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**尾島委員長** それでは定刻となりましたので、ただいまから文教警察委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますのでご了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 3 件、及び総務企画委員会から合い議のありました議案 2 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査ですが、総務企画委員会から合い議のありました第 19 号議案職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**小代警務課長** 座って説明させていただきます。議案書の 182 ページをお開きください。

第 19 号議案職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

詳細は、お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の資料 1 の職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてと題した資料に沿ってご説明いたします。

まず、1 条例制定の趣旨であります。地方公務員法の改正に伴い、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業制度を導入するものであります。

次に、2 背景についてです。昨年 6 月に閣議決定がなされた日本再興戦略において、女性の採用・登用の促進や男女の子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととされ、その具体策として、配偶者の転勤に伴う離職への対応が掲げられました。8 月には人事院より、国家公務員の配偶者同行休業制度の創設について、意見の申し出がなされました。

これらを受け、昨年 11 月の第 185 回国会において、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が可決成立し、配偶者同行休業制度が、国家公務員及び地方公務員に導入されたところでございます。ともに、2 月 21 日をもって施行されています。

次に、3 制度概要であります。基本的には国家公務員の制度に準拠する内容となっております。対象職員については、法の規定どおり、臨時的任用職員や非常勤職員を除く職員となります。休業事由は、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者に同行することとしており、その配偶者が外国に滞在する具体的事由については、1 から 4 に掲げるとおりとしています。なお、滞在は 6 月以上にわたり継続することが見込まれるものとしています。

休業期間については、3 年以内としています。給与等については、休業期間中は無給となります。退職手当については、手当額の算定基礎となる在職期間から休業期間の全期間を除算することとしています。

その他の事項として、休業期間中も地方職員共済組合の組合員としての身分は有することとなりますが、公務災害の適用は受けないこととなります。

次に、4 関連条例の一部改正についてです。本制度の導入にあたり、県の人事課が大分県職員定数条例に、配偶者同行休業中の職員を定数外とする規定を整備することから、県警察においても、大分県地方警察職員定数条例の一部改正を行うこととしております。一部改正の内容につきましては、定数外とする職員を規定しております大分県地方警察職員定数条例の第2条第2項の中に、配偶者同行休業中の職員を追加するものです。

最後に、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。

**尾島委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「ありません」と言う者あり〕

**尾島委員長** ご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**尾島委員長** ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

次に、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**佐藤運転免許課長** 続きまして、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明いたします。資料は、文教警察委員会説明資料の資料2、3を使用します。

昨年6月14日に道路交通法の一部が改正され、本年6月に施行予定となっておりますが、今回の改正は、てんかん、統合失調症等の一定の病気に該当する者であることを理由に運転免許を取り消された場合の運転免許試験の一部免除の規定が設けられたこと等、また、本年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げ等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されることに伴い、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正の内容等について説明します。まず、運転免許関係事務についてです。資料2をごらんください。

今回の改正では、一定の病気に該当する者であることを理由に運転免許を取り消された者で、当該取り消された日から3年を経過しない者に係る運転免許試験の一部、知識試験と技能試験が免除される規定が新たに設けられました。そのため、当該免除された場合の各試験の手数料の欄に、根拠規定であります道路交通法第97条の2第1項第5号を追加するものです。

参考までですが、新旧対照表の第3号の規定は、うっかりしていて、有効期限を切らしてしまった場合や入院していて免許更新に行けなかったなどの特定失効者の再取得の規定であります。今回の一定の病気に係る再取得についても、特定失効者と全く同じ手続ですので、特定失効者の欄に追加するものです。

また、今回の改正では、免許の取得や更新をする場合、その者が一定の病気に該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができる規定が道路交通法第89条第2項に設けられました。

これまで、第89条第2項には新旧対照表一番下に記載のとおり、仮免許取得者の技能

検査の規定がありましたが、この規定が今回の改正により第2項から第3項へと、項ずれが生じたため、これを整理するものです。

条例の施行につきましては、平成26年6月1日を予定しています。

次に放置駐車対策関係事務についてです。資料3をごらんください。

駐車監視員として勤務するために、道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を実施しています。資料3の下段、4の(3)手数料積算根拠の表をごらんください。

このたび、消費税及び地方消費税の税率引き上げ及び物件費の増加等に伴い、国が示す地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されている手数料が、現行の1万9千円から2万円に増額されることから、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正するものです。

なお、改正後の政令の施行は、平成26年4月1日であることから、条例も平成26年4月1日に施行予定です。

以上で説明を終わらせていただきますが、何とぞ、よろしく申し上げます。

**尾島委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**荒金委員** 改正の理由で、一定の病気に該当するものというのはどういうふうになるの。

**佐藤運転免許課長** 一定の病気については、大きく分けまして10個が設けられております。まず統合失調症、発作の出るてんかん、再発性のある失神、無自覚性の低血糖症、躁鬱病、重度の眠気の症状を呈します睡眠障害、その他精神障害、脳卒中、認知症、それにアルコールなどの中毒者となります。

ただ、今回の改正で試験免除をする方につきましては、不幸にして病気になった方ですので、最初申しました9、最後に申しましたアルコールなどの中毒者、覚醒剤とか薬物も含みますけど、こういう方は自業自得、自分の責任ということで、この免除規定からは除かれております。

以上でございます。

**荒金委員** それで病気の認定は誰がするの。

**佐藤運転免許課長** 医師でございます。

**荒金委員** 指定の決まったお医者さんがおるわけやな。そこに行って検査を受けろという指導をするわけですか。

**佐藤運転免許課長** そうでございます。

**尾島委員長** ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、本件の採決は、教育委員会の審査の際に一括して行います。

次に、付託案件の審査に入ります。第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**西野警務部長** 第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係についてご説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案の13ページをお開きください。

第9款警察費の総額は、267億1,453万9千円でございます。それでは、別冊の平成26年度予算に関する説明書により、各事業の概要をご説明いたします。

先般の予算特別委員会におきまして、本部長より、おおいた成長枠事業や新規事業等、

主要事業を説明いたしましたので、本日は、慣例によりまして細かいものばかりになりますが、そのほかの事業につきましてご説明いたします。

419ページをお開きください。予算科目の目ごとにご説明いたします。

まず、第1項警察管理費の第1目公安委員会費でございます。中ほどの事業名欄、上段の委員報酬678万円とその下の公安委員会運営費133万9千円でございます。

第2目警察本部費でございます。420ページをお開き下さい。

中ほどの事業名欄、上から2番目の警察運営費は16億1,278万4千円でございます。右側の説明欄に記載の警察職員住宅等建設費元利償還金1億7,414万4千円は、運転免許センター等の建設費に係る警察共済組合資金の元利償還金でございます。

以下、補助事業が列挙されておりますが、交通安全活動推進事業費補助184万円は公益財団法人大分県交通安全協会に対し、防犯活動推進事業費補助224万円は公益財団法人大分県防犯協会に対し、山岳遭難対策事業費補助44万円は大分県山岳遭難対策協議会に対し、交通事故防止対策事業費補助167万円は、自動車安全運転センターに対し、それぞれの団体が実施する事業への補助金を交付するものでございます。

421ページをごらんください。

説明欄一番上の警察職員貸与被服調整費1億1,804万1千円は、警察官の制服等の調整経費でございます。その下、警察運営諸費10億7,145万8千円は、職員の健康管理経費、庁舎の光熱水費等の経常的な経費でございます。

次に、第3目装備費、事業名警察装備費は、3億728万4千円でございます。

右側の説明欄に記載のヘリコプター資機材等整備事業費4,972万3千円は、ヘリコプターの運行時間が2千時間に到達することによる特別点検等の経費でございます。以下、車両等の維持修繕費、燃料費及び災害用ゴムボートの更新等、装備備品の購入費などでございます。

422ページをお開きください。第4目警察施設費でございます。

中ほどの事業名欄、下から2番目の警察施設改修費1億249万8千円は、警察施設の計画保全改修等を行うもので、中津警察署の空調設備改修工事費等を計上しております。

その下、災害時等道路交通円滑化対策事業費232万9千円は、災害等による停電時に主要な道路の安全で円滑な交通を確保するため、平成24年度から整備を進めてきた信号機用の可搬式発動発電機14台を整備するものでございます。

423ページをごらんください。事業名欄上から2番目の交通安全施設維持管理費3億8,483万4千円は、先般の予算特別委員会でご説明申し上げました交通安全施設の整備に伴い必要となる信号機等の電気料、回線専用料及び保守管理委託料等の維持管理経費でございます。

その下、警察庁舎等維持修繕費3,237万3千円は、警察署、交番、駐在所等の維持修繕に要する経費でございます。

第5目運転免許費、事業名自動車運転免許事務費は、6億4,995万5千円でございます。説明欄に記載のICカード化運転免許証導入事業費1億6,233万8千円は、ICカード化運転免許証の発行に要する経費でございます。平成26年度は、運転免許センターの老朽化した免許更新自動受付システムを更新いたします。

以下、更新時講習業務及び処分者講習業務の委託料と運転免許センターの維持管理に要



する諸費でございます。

424ページをお開きください。第6目恩給及退職年金費7,501万9千円は、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族、合計77人に対して支給するものでございます。

425ページをごらんください。第2項警察活動費、第1目警察活動費でございます。

事業名一般警察活動費は、4億6,958万5千円でございます。説明欄上から4番目の地域防犯力強化育成事業費1,977万2千円は、各地区の教育事務所や学校等との緊密な連携のもと、少年非行やいじめ防止等の対策を強化するため、スクールサポーター8名を県下の拠点警察署等に継続配置するものでございます。

その下、空き交番・県民安全相談対策事業費5,967万円は、空き交番の解消とパトロールの強化を図るため交番相談員19名を、また、警察安全相談への適切な対応を図るため大分中央警察署等に警察安全相談員8名を、それぞれ継続配置するものでございます。

その2つ下、被害者支援事業費722万9千円は、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するものでございます。その下、電話専用料等通信運搬費、426ページにまいりまして、旅費、留置人賄料等は、それぞれ一般警察活動に要する経常的な経費でございます。次に事業名、刑事警察費は、2億4,405万6千円でございます。説明欄に記載の少年非行防止活動推進事業費770万6千円は、少年補導員への謝金やシンナー検知器の購入費等、青少年の非行防止活動などに要する経費でございます。以下、報償費、捜査、防犯、鑑識等旅費等につきましては、刑事警察活動に要する経常的な経費でございます。次に、事業名、交通指導取締費は、3億4,727万円でございます。

427ページをごらんください。説明欄に記載の交通事故抑止強化対策推進費742万3千円は、高齢者の交通事故防止に向けた啓発活動用の反射材の購入費や若年運転者に対する体験型講習の開催経費等でございます。その下、違法駐車対策推進事業費3,982万3千円は、違法駐車対策システム機器等の借上げ及び放置駐車違反車両の確認と確認標章の取り付けに関する事務の委託等に要する経費でございます。以下、報償費、旅費等につきましては、交通警察活動等に要する経常的な経費でございます。

以上で説明を終わります。

予算特別委員会におきましてご審議いただきました主要事業以外の細かいものばかりで恐縮でしたが、それに限らず広くご審議のほどよろしくお願いいたします。

**尾島委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**玉田委員** 予特の時に聞きにくかったんですけども、山岳遭難対策事業費44万円ということで、補助を出しています。補助金の使い方がどうのという話じゃなくて、来年度から大分県でユネスコエコパークということで、九州山地に焦点を当てた事業をこれからやっていきますとか、中高年の方の健康づくりでの登山意識が非常に高まっていると。九重、阿蘇の国定公園、幹部の皆さんは登ったことがあるとは思いますが、祖母頃の九州山地は非常に山が深くて、九重みたいに見通しがよくないんですね。県下の山岳救助をされている方々のお話を聞くと、皆、高齢化していて、とてもこれから先、継続して救助に当たれるかどうかというのはわからないんですね。今までは、それぞれの自治体の職員とかが後継者となって行っていたんですけど、そこも人がいなくなって、とてもそこまで回

らない。これはもう豊後大野警察署長の経験のある板井課長がいらっしゃいますけれども、何かがあったときに、捜索するのに警察の方でも道がわからんのですよね。捜索自体は、ヘリコプターとかで非常に高度化しているんですけれども、昔とやっぱり違うので、小規模でもそこを専門的にしたような山岳救助隊みたいなのをすぐつくれとかいう話ではなくて、検討を始めるぐらいの時期に来ているんじゃないかなと思うんです。そこについて、突然ですけれども、お考えをちょっと伺いたいと思います。

**中島生活安全部長** 突然ですが、先生のおっしゃるとおり、山岳の事故は毎年30件以上発生しております。特に祖母傾、非常に深いですし、なかなか素人では登れない。現在、山岳救助隊が58名ほどいて、高齢化しているのは間違いない事実であります。私どもも何とか若手を育成しようということで、毎年、山岳救助訓練をやっているんです。その中に地区から若手の人をとというのは難しいものですから、若手の警察官をその山岳救助訓練に入れて、救助隊の人たちに教えを請うという形で訓練をしています。それだけでは足りないかもしれませんが、豊後大野とか竹田、それから玖珠、そういうところに行ったときに、若手が山岳の技術を持って、そして山岳救助隊に負けないような技量を持っていくような取り組みは今後も引き続きやっていきたいと思っております。

**玉田委員** この山岳救助を仕事でやるのか、専門に仕事でやっていくのかどうかというのはこれからの議論だと思うんですけれども、とにかく山に登る方はご存じのように、夏と冬では山が全然違いますし、道が違います。鳥獣被害で山自体が変わっているし、道も変わっていくということで、今は何かあったときの頼りは、地元の消防署の若手の組が、熟練して道がわかっているから何とかそこで持ちこたえているんですけれども、熊本県警とか宮崎県警も含めて、これも大きい将来的な話になるかもしれませんが、山岳救助のあり方とか、大分県の警察本部がどういうふうアプローチするかとか、その辺の議論ぐらいから始められてはどうかという要望ですので、ぜひご検討ください。

**中島生活安全部長** 今後とも若手の育成から始めまして、検討していきたいと思っております。

**尾島委員長** ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会関係の審査の際に一括して行います。

次に、第52号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてですが、内容が、総務企画委員会及び土木建築委員会に関連するため、合い議をしておりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**小代警務課長** 議案書の270ページをお開きください。第52号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、大分市の区域の一部が新たな町の区域として画されたことに伴い、大分中央警察署の管轄区域の一部を改正するものです。詳細は、お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の資料4の警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正についてと題した資料に沿ってご説明いたします。

まず、資料4の上段の条例の概要をごらんください。

警察法第53条第4項で、警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定めると規定されており、大分県警察における警察署の名称、位置及び管轄区域につきましては、先ほど申し上げました警察署の名称、位置及び管轄区域条例で定めら

れています。このたび、大分中央警察署管内の大分市大字生石、大字駄原及び大字三芳の各区域の一部が新たな町の区域として画されたことに伴い、本条例の別表に記載されております大分中央警察署の管轄区域に新たな町名を加えるものであります。具体的な場所につきましては、資料5警察署の管轄区域の改正についてと題した地図を作成しておりますのでごらんください。

なお、参考ではありますが、お手元の資料6住居表示変更についてをごらんください。

駄原等に所在する公の施設であります大分県立図書館、大分県公文書館、大分県立先哲史料館、県営生石住宅の位置の表示が変更されることから、県の総務部、土木建築部、教育庁がそれぞれ所管する条例についても改正を行うこととしており、各部局がそれぞれの常任委員会の場でご説明の上、議案をご審議いただくこととなっております。

以上で説明を終わります。

**尾島委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**尾島委員長** 別にご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会関係の審査の際に一括して行います。以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

**荒金委員** 別府警察署の跡地について、あちこち説明に行っているんだけど、住民の皆さんはなかなか満足していない部分があるんですよ。あの跡地は売却するんですか、どうするんですか。別府署の跡地、交番というのはほんの何十分の1ぐらいでいいわけですから、そういう形で例えば鉄輪と一緒にやるとかね、何らかを考えてほしいなと。委員会でもう一回お願いします。

**小代警務課長** 別府警察署の移転、新築につきましては、本当に議会の皆様のご支援、ご協力をいただきながら、順調にことしの6月に竣工の予定で、改めてお礼を申し上げます。

今の餅ヶ浜の跡地に関しましては、これは所有が県でございまして、県が有効活用に資すると考えております。跡地への交番設置は、先生はもちろんであります。地域の住民の皆さん方から交番をとという意見が上がっているのは重々承知しております。

**荒金委員** 跡地を云々じゃなくて、跡地周辺のどこかに交番ができればどこでも結構ですという話なんです。跡地は県の所有地で、売却するなりいろいろするでしょう。だから、それはそれでいいんですよ。あの周辺が、例えば夏場になると、暴走族の巣になりそうなんです。だから、今は警察署で見ているから抑止力はあるんですけども、完全に何もなくなってしまうと、それを警察だけの手で抑止力になるかといったらなり得んでしょう。だから、地域の住民の皆さんは、あの跡地じゃなくて、あの跡地も含めた周辺の交番用地ぐらいのものを探していただきたい。その気になればやれると思うんだよね。それも含めてひとつ今後の課題として、なるべく近い将来、よろしく申し上げます。

以上、要望です。

**田中委員** 別府署も建てかえがもうできますし、佐伯署は一昨年新しくできました。次は大分東署ということで、順番を追って、各地方の警察施設が新しくなるということは、本当にいいことだなと実感しております。ただ、各県を我々が視察しますと、警察本部とい

うのは独立した形でやっているんですよね。ちょっと調べてみると、警察本部が独立していないのは全国で二、三カ所ぐらいしかないというか、今ヤドカリ状態のような形でしかやっていない。我々は十何年、県会議員して当たり前と思ってきたけど、意外と各県を回ってみますと、警察本部の存在というのは大きいんですよ。そういう意味で、地方の施設を充実することも大事ですけど、本当の核となる警察本部がちゃんとした核を持っていただくと、このことも、これは将来計画の中にきちっと入れながらやってもらいたいと実感しております。これは私の希望的な要求としておいておきますので、できれば署長が替わるたびごとじゃなくて、どっしりとそこの本部をつくっていくんだと、我が城をつくっていくんだという基本的なものは失わないように、しっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

**尾島委員長** ほかにないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔尾島委員長挨拶〕

〔大澤警察本部長挨拶〕

**尾島委員長** これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔警察本部退室、教育庁入室〕

**尾島委員長** これより、教育委員会関係の審査に入ります。

去る3月18日に開催した本委員会で教育委員長の出席を求めることを決定しましたが、本日は、教育委員長の都合により、代理として、林教育委員長職務代理が途中から出席することを申し添えます。

初めに、合い議案件の審査ですが、総務企画委員会から合い議のありました第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**竹野教育財務課長** 議案書の188ページをお開き下さい。第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分につきましてご説明いたします。

教育委員会所管の施設等につきましては198ページから207ページにかけて記載しておりますが、わかりやすいように新旧対照表でご説明いたします。

文教警察委員会説明資料1ページから18ページの内容につきましては、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、教育委員会所管の施設である大分県立総合体育館、大分県立芸術会館、大分県立歴史博物館、大分県立社会教育総合センター、大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家、及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家における種々の使用料について、下欄の現行使用料から上段の金額に改正するものでございます。

なお、変更がなされていない部分がございますが、これは端数処理によるものでございます。

続きまして19ページをごらんください。これは、3月5日の委員会でご説明いたしました県立高等学校の授業料の制度改正に係るものでございます。

改正内容の1点目ですが、現行条例の別表第1の県立高等学校の項の備考欄に、不徴収制度の適用を受けない者に限り授業料を徴収する旨を規定しておりましたが、不徴収制度の廃止に伴い、これを削除するものでございます。

改正内容の2点目ですが、就学支援金制度への移行に伴い、国が就学支援金に係る支給限度額を定めたことにより、現行条例の規定のうち、定時制の授業料一単位1,750円が、国の支給限度額である1単位1,740円を10円上回るようになっております。現行条例の規定のままでは、定時制課程の就学支援金支給対象者全員から差額の10円を負担していただくこととなりますので、生徒に負担が生じないように、定時制の授業料を、1,740円に改正するものでございます。

また、爽風館高等学校で開設している公開講座の受講者から徴収している聴講料についても、これと合わせて1,750円から1,740円へ改正するものでございます。

改正内容の3点目は、新しい就学支援金制度は、平成26年4月以降に入学する生徒を対象としており、平成25年度以前から県立高等学校に在学している生徒については、引き続き、これまでの不徴収制度が適用され、授業料は原則無償となりますので、附則の第2項において経過措置を規定いたしますとともに、平成25年度以前から県立高等学校に在学している生徒のうち、附則第2項の規定により従前どおり授業料を納入する義務のある場合は、公平性を保つため、今回の改正後の金額が適用されるよう附則の第3項で定めるものでございます。

最後に20ページをお開きください。県立学校の照明設備使用料の改正でございます。

県では、県民の日常生活におけるスポーツ活動の活性化を促進するため、学校教育に支障のない範囲で、県立高等学校体育施設の開放を行っています。今回は、その際に徴収する照明設備使用料について消費税率の改正に伴い改正いたしますとともに、開放施設の数を確保するため、県立特別支援学校の体育館を新たに開放対象施設とし、それに伴い照明設備使用料を新設するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**尾島委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**馬場副委員長** 19ページの月額が9,900円ということなんですが、全然私が知らないのので教えていただきたいんですけど、全国的な高校の授業料というのは、どのような状況なんですか。

**竹野教育財務課長** 全日制の高校の授業料9,900円というのは、先ほど言った国の支給限度額9,900円となっております、ほぼ全国的に9,900円です。

**尾島委員長** ほかにご質疑等もないので、これより、先ほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という者あり〕

**尾島委員長** ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**野中教育長** 大分県議会定例会議案の1ページをお開きください。第1号議案大分県一般会計予算のうち、教育委員会所管分について、ご説明します。説明は、別にお手元に配付しております平成26年度教育委員会予算概要でさせていただきます。3ページをお開きください。

平成26年度教育委員会予算でございます。教育委員会の予算額は、左から2列目予算額(A)欄の上から3番目にありますように1,122億4,848万5千円です。これを右から3列目の平成25年度当初予算額(B)欄と比較しますと、その右の欄にありますように、額にして19億5,725万1千円、率にして1.7%の減となっております。また、県予算額に占める教育委員会予算額の割合は、下の表にありますとおり19.0%と、25年度当初予算額と比較して、0.6ポイントの減となっております。

続きまして、予算特別委員会で説明した主な事業を除く、主要な事業について、教育財務課長より一括して説明いたしますので、よろしく申し上げます。

**竹野教育財務課長** 19ページをお開きください。事業名欄下から2番目の小学校一・二年30人学級編制実施事業費1億5,358万4千円と、その下の中学校1年30人学級編制実施事業費1億3,249万6千円です。

小学校では、基本的な生活習慣や学習習慣の早期定着、生徒指導上の適切な対応や基礎学力の確実な定着を図るため、また、中学校では、進学時の急激な環境の変化に伴う生徒指導上の対応や学力の向上を図るため、30人学級編制を導入しています。30人学級編制の導入により、小学校では生活・学習習慣の定着や基礎学力の定着について、また中学校では授業がわかると感じている児童生徒の割合が増加したり、不登校生徒数が減少する等、一定の成果が見られることから、引き続き30人学級を継続してまいります。

55ページをお開きください。事業名欄1番目の小学校学力向上対策支援事業費1億8,419万6千円です。

この事業は、児童のさらなる学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ計画を策定し、学力向上に取り組む市町村に対して、習熟度別指導推進教員の配置などの支援を行うものです。また、基礎・基本の定着だけでなく活用力の理解度も把握できる学力定着状況調査を、小学校5年生において実施するものです。

57ページをお開きください。事業名欄一番下のいじめ・不登校解決支援事業費1億2,552万6千円です。

この事業は、学校におけるいじめや不登校などに対応するため、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー等を小・中・高校に配置するものです。

また、学校だけでは対処が困難な事例に対して、臨床心理士等で構成するいじめ解決支援チームを派遣するものです。

59ページをお開きください。事業名欄2番目の多様な学びの場充実モデル実践事業費1,313万円です。

この事業は、障がいのある者とない者が、同じ教室で共に学ぶことができる体制づくりを推進するため、モデル実践校を指定し、合理的配慮アドバイザーを配置するなどの支援を行い、効果的な指導方法等を研究するものです。

63ページをお開きください。事業名欄1番目の進学力パワーアップ事業費870万円です。

この事業は、高い目標に挑む意欲の醸成と、目標の実現を図るため、難関大学を目指す意欲のある普通科の高校生を対象としたセミナーを実施するとともに、教員の教科指導力の強化を図るため、科目ごとに入試問題や授業の研究などを実施するものです。

64ページをお開きください。事業名欄1番目の高校生キャリア教育ステップアップ事業費821万5千円です。

この事業は、高校卒業後の進学や就職の進路に応じたきめ細かいキャリア教育を推進するため、社会人や先輩、地域社会に貢献する地元企業の経営者などの外部講師による講演や、将来の仕事をイメージするためのインターンシップなどを実施するものです。

70ページをお開きください。事業名欄1番目の地域協育力向上支援事業費1,431万7千円です。

この事業は、学校・家庭・地域の協働による協育ネットワークの取り組みを支援し、地域の教育力の向上と青少年の健全育成を図るものです。具体的には、地域人材を活用した授業の補助など、学校教育活動に対する支援を行うとともに、新たに、子育てに不安や悩みを抱える保護者に学習と交流の機会を提供するなど、家庭教育の支援に取り組むものです。

83ページをお開きください。事業名欄一番下の地域の文化財魅力度アップ事業費3,031万6千円です。

この事業は、市町村が地域の観光素材となる文化財の魅力向上を図るため、文化財を保存活用するための計画の策定や、文化財の修復整備に対して支援するものです。

92ページをお開きください。事業名欄一番下の競技スポーツ振興費のうち、事業概要欄下から2番目の国民体育大会九州ブロック大会開催準備事業費69万1千円です。

この事業は、平成27年度国民体育大会第35回九州ブロック大会を本県で開催するにあたり、大会の準備・運営を円滑に行うため、準備委員会を開催するとともに、第34回大会に関係者を派遣し、大会開催に向けた準備を進めるものです。

以上で大分県一般会計予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**尾島委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**毛利委員** 3点お聞きします。まず初めに19ページ、小学校1年30人学級編制実施事業費。説明の中に学習塾が強化されるというふうなことがあったんですが、もう一回、ちょっと短くでいいですので説明をいただきたい。

それと57ページのいじめ・不登校等未然防止対策事業費の中の特に魅力ある学校づくり調査研究事業費。これは予特でも説明があったんですけど、短くでいいので説明してください。

それと92ページ、予算特別委員会で質問させていただきました未来のアスリート発掘育成事業。あのときも3回までしかできないので、2回で終わったんですけど、私はタレント発掘事業は全国12県が指定されて取り組んでいると。その中で小学生の才能があるというか、物すごく小学生でこの人という方を見つけて、その人を重点的に育成していくという質問をさせていただいた。答弁では落ちこぼれる方があるといけないからという答弁をいただいたんですけど、でもアスリートを発掘するということは、落ちこぼれという言葉は別として、重要な人材を発掘するわけですから、そのような現象が結果的には起

きても仕方ないのではないかなと思うんですよ。そうじゃないと、アスリート、やっぱりすばらしい人材は育てられないと思うんです。以上3点。

**竹野教育財務課長** 小学校の30人学級編成の件についてお答えいたします。

大変申しわけありません、説明では、小学校においては生活習慣ですとか学習習慣の定着、それから基礎学力の定着、そういったものの成果が見られるという説明をさせていただいたところでございます。

**玉田委員** 中学校。

**竹野教育財務課長** 中学校では授業がわかるというふうに回答した生徒の割合ですとか、いじめや不登校の生徒数が減少したというような成果が見られるというふうにご説明をさせていただきました。

**荒金委員** 学習塾とかなかったかな。あったような感じがしたけどな。

**毛利委員** そういう言葉が入ってきたから、もう一度聞きたいのと思ったので。説明はなかったということですね。

**竹野教育財務課長** はい。

**江藤生徒指導推進室長** 魅力ある学校づくりの調査研究事業でございますが、これは2年間の国立教育政策研究所の委託研究事業になります。来年度、日田市のほうで1中学校とその校区内4小学校で展開をしてみたいと思います。

事業の内容としましては、学ぶ楽しさを深める授業や良好な人間関係を築く学校行事に取り組むとともに、小中連携、あるいは小学校・小学校の連携を進め、一貫した仲間づくりを推進して、子供にとって魅力ある学校づくりに取り組むという事業でございます。授業において小学校、中学校の相互の乗り入れというようなことも計画の中に入っております。

**蓑田体育保健課長** 毛利委員言われましたとおり、全国で12の県が行っていると思っています。優秀な人材を発掘する大事なことでもある、そのように思っております。

この前発言させていただきましたように、落ちこぼれ、言い方が悪かったかわかりませんが、片や優秀な選手を発掘する、だから、それになれなくてやる気をなくす、そういう生徒、選手をつくらぬようにということで、そこら辺の事業等については、今後十分検討させていただきたいという意味でございます。

**毛利委員** 魅力ある学校づくり、おっしゃるとおりその事業はぜひ進めていただきたいと思いますが、子供たちにとっていい学校というのは、どのような学校だと思いますか。というのは、よく地域の人とか保護者から聞かれるんですよね。「よい学校というのはどういう学校ですか」ということを私に聞かれたら、私は私なりに考えを持っているんですけど、もしご意見があれば。

**江藤生徒指導推進室長** 先ほど申しましたように、やはり基本的には児童・生徒が行きたくなる学校、魅力ある学校づくりというのが不登校未然防止なんですけれども、不登校になるのは、やはり学校に行きたくないという点が大きいと思いますので、何としても行きたくなる学校、それが大事だというふうに思っております。

**毛利委員** おっしゃるとおりだと思います。やっぱり子供が学校に行きたい、朝行きたくないじゃなくて、行きたいというような学校をつくっていただきたいと思います。私も子供を持って、それが一番よくわかるので、学校に行くのが楽しいということが一番だと思



います。我々大人も家に帰るのが嫌だというふうにならないように、やっぱり家庭がよくあって、学校があれば、元気になるということでもありますので、そのところを重点的にやっていただきたいと思います。

最後にアスリートの問題。課長おっしゃるとおりだと思います。うちの子供を見て、決してスポーツ万能じゃないんですけど、でも見ると、持って生まれた素質というのがやっぱりあるんですね。天性ですね。それをぜひ見抜いていただいて、その子供は特別という意味じゃなくて、その子に合った指導をする。それがやっぱりアスリート育成だと思います。それによって、ついていけない子供さんがいるかもわからないけど、それはそれでまた違う部分を見ていく、探していく、そして育成するべきだと思いますので、その強弱というのはきちんとつけていかないと育たないと思います。ぜひよろしくをお願いします。

**馬場副委員長** 19ページの、先ほど毛利委員もおっしゃいましたが、30人学級についてと、もう1つは、いじめのところでお尋ねをしたいんですが、57ページです。

中学校1年生の30人学級というのは、もうできていると思うんですけども、中学校の3年生になると、もう進路がある程度だんだん固まってきて、どういう方向に進もうという、ある程度の子供たちにとっては、その目標に向けていけるような体制が整えるというふうに思うんです。1年生から2年生になる段階で、大規模校なんかはクラスががっと減ってくる。1年生のときに5クラスあったところが、今度3クラスになったりするケースも、大規模校のほうはあると思うんです。2年生では、ある意味で大事な時期かなというふうに思います。特に大規模校のそういうところの経過措置というか、5から3ぐらいに急に減っていく、クラスが減るといのが何か少し解消できないかなというふうに思うところがあります。その辺はいかが考えられているかというのが1つ。

もう1つは57ページのいじめのところ、いじめ・不登校解決支援、ネットいじめ対策事業費ということで43万円計上されているんですが、警察本部にもちょっと伺ったところもあるんですけど、今、子供たちが携帯とかスマホとか持っていると思うんです。それがいじめにつながっている状況というのはどういう状況になっているのかと、それに対する指導。例えば、家で使うのを家庭が10時までと決めるとかいうことも放送されておりましたけれども、なかなかその辺は難しいところがあると思うんですけども、このネットいじめの対策事業費43万円というのは、具体的にはどういうことをされていくのか。今の実態と、この解決の事業費、どういうものなのかをお尋ねしたいと思っています。

**藤本教育人事課長** 30人学級、中学校1年から2年、3年に向けてというようなご質問でした。

現在のところ、小学校から中学校への進学時の急激な環境変化を緩和しようということで、2012年から、中学校1年生に30人学級を導入しております。そして、国の定数の考え方、小学校1年は35という形になったんですが、それ以外はまだ40が基本というところがございまして、その辺のところはやはり注視しながらということになります。やはり中学校2年、3年の段階で、ある程度の規模のクラスの中での授業なり、生活をするということも必要になると思いますので、その辺を踏まえながら、習熟度での対応、少人数学級での対応を現在もやっておりますので、それを引き続きやっていきたいと思っております。

**江藤生徒指導室長** ネットいじめの対策事業費ですが、本室ではインターネットでのいじ

めの相談窓口というのがありまして、そういったところでやっております。そして、ハイパーネット研究所とかから講師を呼んで、教員への研修に取り組んでおります。

**馬場副委員長** 先ほどの30人学級のところは、大規模校だけでも一度調査をしていただいて、例えば6年生から中1のギャップと同じような感じで、中1から中2で大規模校の部分が多いと思うんですけども、クラスが3から5になったり、5から7になったり、そういうところの問題というか、課題というか、担任の先生のかかわりが1年生のときよりも密度が少なくなるというようなところも一度お調べいただいたらありがたいと思います。何かうまい経過措置ができないかなど。いかがなんでしょうか。

**藤本教育人事課長** 30人学級が解消されたときに、担任個人での対応ではなくて、今県教委が進めております組織的にどう対応していくか、組織的に学校運営をどうしていくかがまず今求められているところだと思いますので、学級担任がどういう対応をしているかというのも踏まえながら、校長のヒアリング等を踏まえて、状況がどうか、引き続き聞いてまいりたいと思います。

**馬場副委員長** インターネットでの、いろんな形態でのいじめというのは実態としてかなりあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺の実態というのは捉えられているんですか。

**江藤生徒指導室長** 先ほど申しましたネットいじめ相談窓口というのが本室にございますが、本年度2月28日現在で、25年度にメールの相談が45件ありました。その中でネット上のいじめに関する相談が6件、それ以外のことでの部門が、その6件を引いた数の相談という形になります。実際に相談に上がっている数としては今言ったような数でございます。

**馬場副委員長** そんなにたくさんはないですね。わかりました。

**玉田委員** 1点は社会教育費の関係で、これはむしろ大きな話なんで、教育長に話を伺うようになるとは思いますけど、先般、辻野先生が亡くなって、大分のいろんな歴史だとか、いろんなものを調査して情報発信されていた方が亡くなったという意味で、大分としては大きなマイナスかなというようなイメージがあったんです。県下には多くの郷土史家の皆さんとか、人の知的財産みたいなのがずっと集積していると思うんですけども、そこを集大成する部分としては、1つは先哲叢書があったりすると思うんです。そういう郷土史とかを、大分県がしっかりと、教育委員会がしっかりとまとめて、そして次の若い研究者たちに引き継ぐような、そういうのは今回考えられているのかなというのが1つ。これは将来的に必要なんじゃないかなという思いがあるんですけども、それは文化課長でも結構ですけども、答弁をお願いしたいと思います。

それと、野生鳥獣被害の中で、カモシカが絶滅の危機に瀕しているというのを随分聞いています。天然記念物の日本のカモシカですね。それで、通常調査で来年度200万円ほど上げていますけれども、生活環境部の生物多様性の事業とかでも植物とともに動物の固体も調査していると思うんですけども、その辺について今の状況をお教えいただきたいというのが2点目。

3点目が、ちょっと聞きにくいんですけど、最近アレルギー対策で、学校現場というか、給食現場が非常に気を使っているという話を聞いているんですが、そのアレルギー対策に対する県からの来年度の市町村給食に対するサポートとか、そういう部分が考え方として、あるいは今回の予算の中で組まれていたら、ちょっとそこら辺を教えてもらいたいです

が。

**佐藤文化課長** 辻野先生につきましては、直接、大分県の文化財に係りますところの審議会の委員という願いはなかったわけでありますが、本県には条例に基づきまして、考古学や中世史から近世史、近代という多くの時代にまたがり専門家から成ります文化財保護審議会という組織がございます。そういう先生方17名で構成されておりますが、中には20年近くその任を務めていらっしゃる先生がいらっしゃいます。その中で、私どもいろいろな知見や実際上の有為なお話をいただいているところでございます。そういう県内の学識経験者のお知恵をいただけるようにしたいと思います。

もう一方におきまして、郷土の先哲に対しまして、とりわけ先般、議会におきまして大分の地震と津波という小冊子を配付させていただきました。一方、郷土の先哲に係ります先哲史料館では、叢書を発行して第1期、第2期、第3期と刊行事業を進めているところでございます。第1期、第2期合わせて、既に14人の先哲叢書を発行しまして、全ての小・中学校に普及版を配布しているところでございます。その中で、郷土に対する認識を深めていただきまして、豊かな地域文化の継承と創造に資する役目を果たしているというふうに思っております。

具体的に申しますと、先哲史料館では小学校や中学校の児童・生徒を対象にいたしました先哲の歴史講座を毎年度20校から30校程度、人数に直しますと1,500人程度の子供たちの要望に応えまして、その研究員の先哲叢書に係ります知見を子供たちに十分に伝えているというふうに認識しております。また、地元の方々、とりわけ今年度は豊後大野市や竹田市におきましても、郷土の歴史教材等を共同で作成いたしまして、学校の教育活動の活用にあ資する教材などを発行すると。このように幅広くいろいろな市町村の歴史を、また先哲の方を県民に引き継いだ事業を展開しているところでございます。

それから、2番目のカモシカについてのお尋ねでございます。委員ご指摘のとおり、本年は通常調査の年でございます。昨年は特別調査をやったところでございます。実際のところ、祖母傾山系を中心としまして、九州の専門家の先生を動員いたしまして、私ども文化課の職員を含め10人程度で山の中に入り、カモシカと鹿の実態を調査しました。

カモシカは非常におとなしい動物でございます。カモシカとなっておりますけれども、ウシ科の分類に入っており、鹿のほうから追いやられて山の奥のほうに入っていく状態でございます。したがって、生きていた状態ではなかなか捕捉することが困難でございます。ふんの状態で生息の状態がわかるということでございますけれども、人里から離れた山の奥のほうに追いやられているという状態であります。したがって、そのような作物に対する被害という実態までは上がってきていないところでございます。

**蓑田体育保健課長** 給食アレルギー対策についてでございますが、まず年度当初に学校に実態の調査を行っているところでございます。年度当初にまた市町村所管課長会議におきまして、まず、そのことについては十分説明をさせていただきます。また、食育に関する研修会の中でこのアレルギーについては、毎回ご説明するようにしております。

もし、そういう生徒がおる場合には、それぞれ学校独自のマニュアルの作成をしております。教職員全体でその情報を共有することで対応を行っております。

**玉田委員** さっきの先哲関係は、大きな意味で学術的にいろいろ知識を持っている方々の高齢化が進んでいるとすれば、それを引き継ぐ研究者とかを県立図書館なり先哲史料館な

りの事業の中で、うまく引き継ぐことができないかなという趣旨もありますので、ぜひご検討ください。

カモシカは、私もいろいろ話を聞いたり、見ていますと、静岡とか群馬ではかなり鹿がふえ過ぎて、カモシカ自体が絶滅の危機に瀕しているというふうなものもありますので、鳥獣被害という視点とは別に、ぜひ調査をして公表していただければと思います。

給食の件はわかりました。あと細かいところはまた教えてください。ありがとうございました。

**毛利委員** 教育人事なんですけど、これからまた異動があつたりしますよね。そうすると、小・中学校、また県立高校の先生が子供たちを指導するその指導の評価、指導力。要するに、学ぶ側もしっかりとせんと悪いけど、やっぱり教えるというのは大変難しいことではないですか。そこで、校長先生がリーダーシップを発揮して、どこの学校にも負けないようにしようと、そうするためにはいい先生という言い方は悪いけど、指導力の高い先生を人事でという希望があつたりするのではないかなと思うんです。その辺の評価、この学校だけがいいというわけにはいかない、全ての学校がよくなならないといけないということで、人事課長はその辺の情報収集をどのようにやっているのか、教えていただけたらと思います。

**藤本教育人事課長** 昨日が人事異動の内示でございました。内示に至るまでに、当然、県立学校であれば、校長から数回にわたってヒアリングをして、この教員がこの1年間どういった取り組みがあつたかというのもヒアリングしております。平成22年度以降、教職員の評価システムというものを新たにやっております、毎年度その教職員を評価するというので、項目ごとに1年の目標を定めて、それにどれだけ真剣に取り組んでいるかを10月1日を基準に評価をし、そういった評価を複数年度蓄積をしております。その中で、この先生はどういったところにすぐれた点がある、ちょっとこの辺が劣る点があるというようなところも把握できております。そういった面も踏まえまして、それぞれの学校でこういう教科の先生が欲しいとか、いろんな要望がございます。それぞれの地域で一極集中じゃございませんけれども、この辺の学校については、やはりここが今欠けているのでここを強化しようというようにところを踏まえて、先生の今までの人事の経歴とかを踏まえた上で、当然評価を踏まえた上での配置をしております。

**毛利委員** その配置の内容は十分にわかっているんですけど、それによって成果が現実にきっちり出てきているのかという、その認識はどのように考えていますか。

**藤本教育人事課長** 毎年度が勝負だというふうに思っております。この1年でどういう成果を出すのか、具体的な目標を定めて、それにどう取り組んでいくのか、学校長が教職員、地域に対しても示すところだということで、今、県教委も小学校、中学校、高等学校もそういった形で取り組んでおりますので、その成果がきちっと出せるような運営を校長には求めております。

**毛利委員** ということは、校長に全て責任があるという考え方でいいんでしょうか。

**藤本教育人事課長** 学校経営の責任は校長にあるというふうに考えております。

**毛利委員** だから、人事を含めてですけど、全て校長に責任があると。

**藤本教育人事課長** どういった人事をするかというのは、当然教育人事課、教育委員会が任命権者ということになりますので、どういう教員を配置するということは、こちらが

責任を持って配置をしております。その配置された教員をいかに活用していくかというのは校長の責任ということになるかと思えます。

**毛利委員** いや、私が言っているのは、選んだのは教育人事課でしょう。校長先生、あなたが学校、頑張ってくださいと。じゃあ、全て校長の責任だということなのかということ。私はいいと思ってあなたをしたけど、あんたはつまらんから、かえたんやという考え方になるんですか。

**河野教育次長** それまでは特に人事評価制度ございませんでした。平成21年度から試行して、平成22年度から本格実施しました。内容的に見ますと、大分県人事評価制度は相対評価を導入して、80点満点でそれぞれ各教職員の点数ごとに評価をやっていると。その評価結果を蓄積し、これは当然のことなんですけど、その評価の結果を人事異動、校内人事、管理職の選考、研修、こういった全てにおいてこれを活用していくというシステムを構築しています。

その結果として、当然教職員の評価をするのは基本的には校長であります。校長が評価した結果を活用して人事に回して使っていく。だから、校長の人事異動については、県の教育委員会が権利を全部持っていますので、そういった意味合いでは、校長のした評価、人事の結果というのは、これは県の教育委員会が責任を持つということでございます。

ただ、現実的にあるのは、まずは学校運営を校長にお任せしますので、その学校運営をする校長の評価を各市町村教育委員会、あるいは県教委が評価をしますので、そういった意味合いで全体がリンクしているという仕組みになっております。

**毛利委員** 仕組みはわかりました。私がもう1点だけ言いたいのは、やっぱり責任は県教委もあるし、校長にも責任が出てくる。例えば、運営や経営するんですから、やっぱり経営となるとお金も必要であります。以前から言っていたように、校長先生が使えるお金というのはほとんど年間ないんですよ、教育長。本当ないんですよ、これは。少しのお金を教育委員会の管理下に使っているんですか、悪いですかなんか言って求めて、それで本当にいい学校ができるのかなと常から言っています。だから、ここを教育委員会も今後の材料として投げかけて、委員と議論をしたり、現場の声も聞いていただいて、このお金で全てを果たせるんかということをやっぱりしていただきたい、そういうふうに思いますが、教育長、どうですか。

**野中教育長** 学校をよくしていく、校長が本当にその自分のビジョンを実現しようとする、やっぱり人と、何らかの施策をやろうとするとお金もというのはよくわかります。校長の、今度はこれをやりたいからこういう人が欲しい、そういうビジョンの具体性とかを見ながら、うちのほうで評価して、お願いしますというかたちをしています。

あと、お金の面は、実際のところ、環境整備の施設整備面に使われているばかりで、例えば、ぜひ子供たちにこういうすばらしい人と呼んで話を聞かせるといいな、でも謝金が必要ぞといった話もあります。高校によってはいろいろ工夫をして、同窓会とかでやったりしているのもあります。そういうところは校長なんかの話も聞きながら、できる範囲からやっていきたいというふうに思います。

**毛利委員** お願いします。

**尾島委員長** ほかにご質疑等もないので、これより、先ほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**尾島委員長** ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第52号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてですが、先ほどもお伝えしたとおり、内容が、総務企画委員会及び土木建築委員会に関連するため、合い議をしておりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**法雲社会教育課長** 第52号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分、第2条及び第4条についてご説明いたします。議案書の270ページをお開きください。あわせて、お手元の文教警察委員会説明資料で説明させていただきますので、21ページをお開きください。

まず説明資料1の条例の概要ですが、警察本部から詳細を説明済みですので、省略させていただきます。

2改正の内容をごらんください。教育委員会関係施設として、大分県立図書館及び大分県立先哲史料館の住所表示が大分市王子西町14番1号に変更されたため、(1)大分県立図書館の設置及び管理に関する条例第2条及び(2)大分県立先哲史料館の設置及び管理に関する条例第2条について、それぞれ改正するものです。

なお、条例の施行期日は公布の日からとしています。

次のページから2ページにかけて、新旧対照表を上段に改正後(新)、下段に改正前(旧)として掲げています。

以上でございます。

**尾島委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります

〔「なし」と言う者あり〕

**尾島委員長** 別にご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

採決についてですが、合い議をしている委員会からの回答がそろっておりません。したがって、採決は回答がそろった後に行いますので、保留いたします。

次に、第72号議案美術品の取得について執行部の説明を求めます。

**佐藤文化課長** 説明資料の24ページをお開きください。美術品の取得について、説明します。資料Ⅲの(4)をごらんください。

先の文教警察委員会において、南海コレクションの購入に係る3月補正予算についてご審議いただき、3月6日の本会議において議決され、2億円の美術品取得基金の積み増しを行うことができました。誠にありがとうございます。引き続き、3月10日に、このコレクション50作品を取得するため、大分県県有財産条例第2条の規定により提案をいたしました。取得予定額は、作品の評価額3億9,908万円から、芸術会館に寄託された期間の管理経費9,995万円を差し引いた2億9,913万円であります。

以上、ご審議のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

**尾島委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**尾島委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**尾島委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①から③の報告をお願いします。

**佐野教育改革・企画課長** 教育委員会制度改革状況についてご報告いたします。

現在、国において、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、首長との連携の強化などの関係から、教育委員会制度改革の議論が行われております。この制度改革につきましては、昨年12月に中央教育審議会から答申が提出され、答申の中で2つの案が示されました。その後、改めて与党内で協議が行われ、去る3月11日に与党内で改革案について合意がなされたということであります。

それではこの改革案についてご説明いたします。資料につきましては、説明資料の25ページに新聞報道をつけていたんですけれども、与党合意の文章がホームページに掲載されておりましたので、こちらをあらためてお手元に配付させていただいております。

1枚目が絵になっているものがございます。1枚目が合意内容を絵にしたもの、2枚目から4枚目が合意の文書であります。1枚目の絵に沿ってご説明いたします。まず、右側の枠の中でありまして、教育委員会を執行機関とするという位置づけについては、現状のままとされております。教育長と教育委員長を統合した新教育長を設置し、その任期は3年とされております。また、首長には、新教育長への任免権を付与するとしており、その任免に際しては、議会の同意が条件とされております。首長が主催する総合教育会議を新設して、会議は首長、教育委員会で構成するとした上で、必要に応じて有識者等も参加するとされております。この総合教育会議の中では、予算の調整・執行や条例提案など首長の権限に係る事項等について協議が行われるとされております。教育委員会と首長の職務権限は変更しないとされるとともに、右側の下段ですけれども、教科書の採択、学校の教育課程の編成等については、教育委員会の専権事項とするとされております。

お手元の資料の最後のページをごらんください。最後のページの5つ目にありますとおり、児童、生徒等の生命又は身体保護のため、いじめによる自殺等の防止だけでなく再発防止の措置を講じさせる必要がある場合にも対応できるよう地教行法第50条の是正の指示を見直すこととされております。

以上が、教育制度改革の与党合意の内容であります。なお、新聞報道によりますと、政府は、制度の詳細を詰めた上で、地方教育行政改正案の改正法案を提出すると聞いております。

以上であります。

**後藤特別支援教育課長** 情緒障害児短期治療施設附設校開設支援事業についてご説明いたします。説明資料の26ページをごらんください。

まず、この施設でございますが、上段1(1)に示したように、情緒面の困難がある障がい児に、医療的観点から心理治療を行う施設で、(2)の設置状況にありますとおり、本県は未設置でございました。しかし、(3)のとおり、大分市内の社会福祉法人のご尽

力により、市内芳河原台の遊休県有地に平成27年4月に施設が開設される運びとなりました。

ページ中段には、入所が予想される児童の状況を示しましたが、四角囲みで例示したとおり、情緒不安定なため、興奮状態になりやすく、癩癩を起こして暴言を吐いたり、物を壊したりするなど、学校生活、家庭生活を送る上でさまざまな配慮や支援を要する子供たちです。続く(2)には児童相談所が把握した状況を示しましたが、県内全域で30名程度の子供たちが地域の小・中学校へ通学しながら施設の開所を待っているという状況です。

続いて、27ページをごらんください。

県教育委員会では、施設開設に伴う学校教育をどうするかについて、大分市教育委員会と協議を重ねました。

その結果、一人一人の学力を保障し、障がいに応じた適切な指導・支援を行うためには、施設併設校の新設が必要という意見の一致を見まして、大分市立小・中学校の分校を新設するという結論に至りました。

施設完成予想図をページ中段にお示ししました。施設本体は図中央部の大きな建物で、学校は施設に隣接する左側の四角い建物というイメージです。

そこで県の対応でございますが、ページ下段にありますように、情緒障害児短期治療施設附設校開設支援事業を創設し、学校の施設整備に対する大分市への助成に加え、情緒障がい児に対する理解を深め、各学校で適切に対応できるよう教員の専門性向上のための研修を実施します。

以上で、情緒障害児短期治療施設附設校開設支援事業の説明を終わります。

**江藤生徒指導推進室長** 大分県いじめ防止基本方針(案)についてご説明いたします。

方針(案)の全容につきましては、別冊に示しておりますが、本日は、説明資料の28ページの概要にてご説明申し上げます。

この基本方針は、昨年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、県、市町村はもとより、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携を密にして、県民総ぐるみでいじめの問題に取り組み、大分県におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものです。

本方針の対象は、県が設置する県立学校と、県が所管する私立学校としており、市町村立学校につきましては、設置者の市町村が策定することになっています。

本方針の構成及び主な内容としては、第一に、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項として、法制定の意義や基本理念、いじめの定義、いじめの防止に関する基本的な考え方などを記載しています。

第二に、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項として、県が実施すべき施策、例えばいじめ対策連絡協議会の設置やいじめ解決支援チーム等の設置に関する事など、次に学校の設置者が実施すべき施策、例えば未然防止の措置や関係機関との連携など、さらには学校が実施すべき施策として学校におけるいじめ防止の方針の策定や組織について記載しています。

第三に、重大事態への対処事項として、生命や心身、財産に重大な被害が出るなどのいじめの調査や報告の方法について記載しています。

第四には、その他いじめの防止等のための対策に市町村や学校法人に要請することや、



3年を目途に国の動向を勘案して本基本方針の見直しを検討することとしています。

策定に当たっては、国が策定したいじめの防止等のための基本方針を参酌しながら、県教育委員会、私学振興青少年課、県警察、子ども子育て支援課、人権同和対策課等関係機関が3回の策定会議を持ち、作成しております。

現在、大分県いじめ防止基本方針（案）として、パブリックコメントを行い、広く県民の皆様よりご意見をいただいているところであり、4月中旬には基本方針を公表する予定です。

県教育委員会では、これまでもいじめの未然防止と解決支援の取り組みを進めてきましたが、本方針のもと、児童生徒の尊厳を守り、安全・安心な学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりに一層努めてまいります。

以上、ご報告いたします。

**尾島委員長** ここで、質疑を行います。ご質疑等はありませんか。どこからでも結構です。

**馬場副委員長** 30名の子供たちが短期治療施設を待っているとありましたけれども、そのほかにも、もう少し実際にはいるのかどうか。例えば、児童養護施設が9施設あって、三百数十人が入っているんですけど、虐待をされている子供たちが多いと思うんですけども、30名の子供たち以外にもいるのかどうか。その辺の把握はいかがなものですか。

**後藤特別支援教育課長** 25年の8月に児童相談所が調査をしておりますして、入所が予想される児童ということで、その30名を把握しております。その30名以外にいるかどうかというところはちょっとわかりかねるところです。

なお、大分市の子供たちが43%おり、集中しております。

**馬場副委員長** 入所される子供さんは大分市出身ではなくて、県下。

**後藤特別支援教育課長** 大分県内の子供たち、県外からも要請があればという形になりますけれども、児童相談所の措置により入所をするという形になります。

**玉田委員** この事業は、福祉生活部のほうからもこの施設の設置について補助しますと。今度は大分市立の小・中学校の分校について教育委員会が支援しますという切り分けなんですね。

**尾島委員長** いいですか。

**玉田委員** はい。

**毛利委員** この施設に対しては異論はないんですが、大分県の小児医療の計画の中では、発達障がいのお子さん、情緒不安定や自閉症の方を総合的に見る教育と関連した施設はないわけなんですよ。だから、この施設がスタートすることによって、ほかの発達障がいのお子さんを、ぜひ教育という観点から取り組んでいただきたいということが起こり得ると思います。その辺の考え方、現状をぜひ情報収集していただいて、医療政策にもつながって、県病との関係にもなろうかと思しますので、ぜひそこをにらんでいただきたいと思いますが、何かコメントがあれば。

**野中教育長** 大分県で初めてやっとなることができる情緒障害児短期治療施設を保護者は待っていたんですけども、ここに入るお子様の教育をどうするか。実は、これは専門にやった部署がないという意味で、困難は伴いますけれども、お子さんたちはそれぞれの学校にいるよりもここに治療をあわせてやるということで、教育効果も上がっていくと私は思っています。大分市と協議する中でも、ぜひ大分市で学校を建ててほしい、そして、そこで育った

力量のある教員が発達障がい、その他医療も含めて知識を持って広めていく、そんな位置づけでぜひお願いをしたい、私も人的な支援をやりたい、そういう話をしています。そういう気持ちでやりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

**尾島委員長** 私のほうから1点、いじめ防止でいいですかね。

本文の中にこの基本方針が、県立学校と大分県内の私立の学校ですということが書かれているんですけど、私立の学校になると、教育委員会以外に生活環境部との関係も出てくるでしょうし、やっぱりちょっと気になったのが、私立の学校も県立学校も同じような実態であろうと思うんです。特に今は社会教育になるかもしれません。昔だったら暴力事件がたびたび出てきていますよね。あれがいじめの範疇に入るのかどうか、ちょっと疑問があるんですけど、最近また、私の近くの学校もありましたし、鹿児島島の有名高校の暴力事件なんかも出てきていますから、この辺の規制も含めての話などを質問したいと思います。

**江藤生徒指導推進室長** 大分県のいじめ防止基本方針ですが、28ページ、概要のところに書いてございますように、位置づけとしましては、法の中で地方公共団体はこの基本方針を定めるよう努めるものとするとなっております、これは努力義務という形になります。もちろん県は県立学校に対して、そして知事が所管している私立学校に対してということで、市町村立学校につきましては、市町村がつくる形となっております。

先ほど言われました暴力等の関係でございますが、それがいじめに起因するものであるならば、当然と申しますか、重篤か重篤でないかというのがありますけれども、いじめとしての対処をきっちりしていく形になると思います。

**尾島委員長** ほかがございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**尾島委員長** また、別の機会にお願いいたします。ほかに質疑もございせんので、次に④、⑤に移りたいと思うんですが、その前に、1時から連続でやっておりますので、5分間休憩します。

15時05分休憩

15時10分再会

**尾島委員長** それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、④、⑤について報告してください。

**高畑高校教育課長** 高校改革フォローアップ委員会の協議結果についてご報告いたします。別冊の高校改革フォローアップ委員会報告書をごらんください。

報告書は、高校改革フォローアップ委員会で委員長を務められました大分大学教授の堀泰樹先生より、去る2月24日に提出されたものです。

報告書に協議結果の要旨が掲載されていますので、それを用いて説明させていただきます。

それでは報告書の1・2ページをお開きください。高校改革フォローアップ委員会の概要、検証の概要、まとめと今後の方向性の順に報告します。

まず1ページ上の高校改革フォローアップ委員会の概要についてです。

この委員会の目的は、平成17年に策定した高校改革推進計画に基づく高校改革の実施について検証を行い、その成果と課題を明らかにし、今後の高校づくりに活かすことにあります。検証対象は、三重総合高校ほか前期再編整備の学校9校になります。

検証は、高校改革推進計画の中の大きな柱である特色ある学校づくり、適正な学校規模及び学校・学科の配置、そして学校選択の拡大の3項目について行い、6月から12月にかけて委員会を5回開催しました。

この5回の協議事項と内容につきましては、報告書の6ページにお示ししています。第1回は計画の策定経緯と概要、そして協議の視点について説明し、第2回以降、具体的な協議が行われました。

委員会は学識経験者、学校関係地域代表者、教育研究団体関係者など27名で構成されています。これにつきましては、報告書の45ページに委員会構成をお示ししています。

それでは、報告書1ページにお戻りいただき、2の検証の概要をごらんください。

まずはⅠの「特色ある学校づくり」についての検証をごらんください。前期再編整備計画で示された総合選択制高校などの新しいタイプの高校について、その成果と課題をまとめたものです。

総合選択制高校になった三重総合、国東、宇佐産業科学、中津東の各高校では、生徒の進路目標や興味・関心に応じた科目選択ができるようになっており、普通科における進学体制や専門学科における専門性も担保されている、という評価をいただいています。しかし、一方で、生徒の学習ニーズを的確に把握した選択科目の設定、科目選択する際の指導のあり方、そして総合選択制高校についての積極的な情報提供の必要性などが、課題として挙げられています。

大分豊府中、豊府高校が該当します中高一貫教育校については、中学校で行われている思考力・判断力・表現力等を伸ばす教育を、高校においてもさらに進めていく必要性があると指摘されています。

別府青山高校、大分雄城台高校が該当します単位制普通科高校については、単位制の特長が十分生かされておらず、教育課程等の見直しが必要であるとの指摘を受けています。

また、爽風館高校が該当する独立単位制高校については、多様な生徒を受け入れる体制が整い、いわゆる高校教育のセーフティネットの役割を果たしている、という評価をいただいています。課題としては、この高校の特色ある教育活動を、広く県民に知らせるための広報活動の必要性が挙げられています。

次に2ページ上のⅡ「適正な学校規模及び学校・学科の配置」についての検証をごらんください。

再編整備により各高校が適正規模で維持されており、例えば、地歴や理科の各教科内で、日本史や化学などを専門とする教員が配置できたこと、また、部活動も増えて生徒の選択の幅が広がったことなどが成果として認められています。しかし、一方で、地域の高校の教育活動に係る実績等が、地元関係者などに十分伝わっていないという課題も挙げられています。

それではⅢの「学校選択の拡大」についての検証をごらんください。

学校選択の拡大は、平成20年度入試から普通科高校の通学区域を撤廃し生徒の進路選択の幅を広げるとともに、生徒が自分に合った高校を主体的に選択できるようにし、あわせて、地域の高校が生徒から選ばれるための特色ある学校づくりをすることを目指したものです。

この協議では、一定の成果は出ているものの、目指した成果にはまだ十分でなく、途上

にあることから、成果と課題を分けずに併記すべきであるという方向で意見がまとまりました。(1)では、学校選択の幅は拡大したものの、生徒が主体的に将来を見据えて進路選択ができるようにするための、キャリア教育の一層の推進が課題であると指摘されています。(2)、(3)では、教員の意識改革や特色ある学校づくり、そして、そのための地域と連携した学校づくりは進んではきたが、今後、それが継続され、さらに地域の声が十分反映されたものになるような学校運営が求められました。そして(4)では、通学区域の撤廃に合わせて進学指導重点8校を指定し、県全体の進学力向上に取り組んでいることについて、その成果は認めつつも、全県一区にしたのであれば、県内のどこに住んでいても充実した高校教育が受けられること、そして、進学力のさらなる向上には、教員の資質・能力の向上が必要であり、それについて今後も一層取り組む必要があるとの指摘を受けました。

最後に3の「まとめと今後の方向性」についてご説明します。

これまで述べました検証の結果を踏まえて、県教育委員会と学校は、諸課題の解決に取り組むべきであるとまとめられています。また、今後、少子化が進行する中での地域の高校の維持、新しい時代にふさわしい普通科や専門学科のあり方、そして、これからの高校生に求められる生きる力を保証する高校教育のあり方などについて、検討が必要であるとの方向性が示されました。

今回の報告書にある内容は、これまで再編整備してきた高校と、これから再編整備を控えている高校の学校づくりに生かしてまいります。あわせて、これからの大分県の高校教育のあり方を検討する際にも、この委員会で協議された内容を参考にしていきたいと考えています。

以上で報告を終わります。

**尾島委員長** 続けて。

**高畑高校教育課長** 別杵・速見地域及び日田・玖珠地域新設高校の設置学科についてご説明いたします。

この新設校は、平成20年8月策定した高校改革推進計画後期再編整備計画に沿って設置するものです。

それでは説明資料の30ページをごらんください。

資料の左には、統合前の別府青山高校、別府羽室台高校、別府商業高校の各学科と学級数をお示ししています。別杵・速見地域新設高校は、後期再編整備計画で単位制高校になるようになっており、単位制高校は、生徒は学校が決めた卒業に必要な単位を修得すれば、卒業ができるようになっています。また、生徒は自分の進路目標や興味に応じて科目選択しますので、学校は多くの選択科目を設定するようになります。

この新設高校の設置学科につきましてご説明します。

普通科は4学級とし、先ほど述べました単位制の特徴を生かして、生徒の進路目標や能力・適性に応じた学習を進めてまいります。

商業科は3学級とし、資格取得や体験的・実践的学習に取り組みながら、地域経済の発展に貢献する人材の育成に取り組みます。なお、学科名を商業科として一くりにしていますが、これは単位制を導入したことで、生徒は自分の興味・関心、進路目標等に応じた科目選択ができるようになり、学級ごとに小学科に分ける必要がなくなったことによりま

す。

また、グローバルコミュニケーション科は1学級ですが、ここでは英語を中心とした語学力に加え、コミュニケーション能力を育成し、グローバル人材として必要な能力と態度を身につけさせたいと考えています。

資料の右には、それぞれの学科が目指す進路をお示ししています。

なお、この別杵・速見地域新設高校は段階的統合により、完成は平成29年度になります。別府羽室台高校と別府商業高校は、新設校と校地が異なりますが、最後の生徒が卒業するまで、円滑に教育活動が行えるよう、これからも支援してまいります。

次に31ページをごらんください。

先ほどの資料と同じく、資料の左側には、統合前の森高校、玖珠農業高校の各学科と学級数をお示ししています。

この日田・玖珠地域新設高校は、自分の所属する学科の枠を越えて、興味・関心に応じて他学科の学習もできる総合選択制高校になります。

この新設校の設置学科については、普通科は3学級とし、広い進路希望に対応するための進路希望に応じたコースを設置します。

地域産業科は1学級とし、野菜・畜産・食品製造の専門的な学習とあわせて、経営や流通に関する学習を行い、地域産業に貢献する人材の育成を行ってまいります。

なお、後期再編整備計画では、普通科を4学級程度、農業系学科を1学級程度の計5学級程度としていましたが、この地域の中学校卒業生数の減少などを勘案し、普通科を3学級としました。また、統合方法については、地域からの要望を受け、段階的統合から一斉統合に変更になりました。

これら新設校の設置につきましては、今年の第3回定例会で設置条例の一部改正案を上程する予定にしています。また、今後の開校に向けた進捗状況については、本委員会で説明いたします。

**尾島委員長** ここで、質疑を行います。ご質疑等はありませんか。

**玉田委員** フォローアップ委員会の報告書で、高畑課長ともいろいろ意見のやりとりはしているその延長線上なんですけど、総合選択制の件で1つ申し上げると、今回の受験生の1次募集なんか見ていると、大分、臼津、それから豊肥、県南佐伯ですけど、商業系を学ぶ学校が大分商業と、三重総合高校の1クラスしかなくなったんじゃないですかね。

というのが、臼杵商業がなくなって、今回、三重総合高校の商業系の募集が従来に増して多かったということで、いろいろ話を聞いてみると、この地域で商業を学ぼうという子供たちが、臼杵のほうから三重総合のほうに来ているんじゃないか。そう考えると、2年前の商業系の学科を1クラス減したという影響が出ているのかなというふうな意見も伺っているところなんです。そういう件について、また今後も継続して学科編成というか、クラスについても、その地域性、地域の状況を見ながら検討をというふうに思っています。

それと、三重総合高校、地元には1校しかないからこの話になってしまうんですけど、フォローアップ委員会で、河野委員さんともいろいろ話もしているんですけど、彼はまだ温厚ですから、余り配慮して言わなかったと思うんですけど、私が聞いていたのは、三重総合高校は県下で一番最初にやった総合選択制の高校なんで大丈夫ですと、当時の方々がやっていますというお話を聞いていました。ところが、教育委員会が出した結果が、この

7年間、8年間で2クラス減というのが、厳然たる事実ですよ。普通科を1クラス減らして、商業系を1クラス減らしてきたというのが。そういう、子供たちが減っているということを一つの理由にされてきたけれども、現実に豊後大野市内の中学生、中学校卒業生だけを見る限りは、高校の定数よりか多いわけですよ。そういう事実がありながら、この7年間で2クラス減になったということは、かなり深刻に受けとめていかなくちやならないというふうに私は思っているんですね。そういうことについて、このフォローアップ委員会の中で厳しい意見があったかどうかわかりませんが、その辺についてどうしてお考えなのかとお伺いしたい。これは課長よりも教育長、どうでしょうか。

**尾島委員長** 1点目、高畑課長、いきますか。

**高畑高校教育課長** 委員ご指摘の臼杵商業が今回閉校、再編されるに当たって、津久見高校に商業科を1クラス設置しております。全然ないというわけではないんですけれども、そういった配置状況でございます。

先ほど指摘の学科の配置状況につきましては、当然、毎年毎年定員策定やっております。言われたように、中学校卒業テストの動向、ずっと減少傾向なんですけれども、同時に中学3年生の志望の状況、どういった学科を志望しているのかは、毎年3年生の夏から秋にかけて当課でも調査しております。それから、公私の割合の比率ですね、さまざまな条件を勘案しながら策定している中で、どういった学科の配置が必要なのかということもあわせて検討してきておりますし、また今後、そういった作業をしっかりとやっていかないといけないと思っています。

フォローアップ委員会の中でも、まとめのところに出てきましたけれども、今後、専門学科のあり方について、将来的にも論議ということでしたので、そういうことも含めて、その年その年の定員策定の中でもそうですけれども、将来的にも検討が必要だと考えております。

**野中教育長** この間、再編を進めながらも、県下の各地域の高校の定員が減ってきているという状況はあります。1つは、子供の数が減っている中で定数を減らさざるを得ない。高校、地域ごとに見ていって、中学卒業生の減っているところを減らさざるを得ない、これがやっぱり一番大きな理由だというふうに思っています。もう1つ、子供たちが選べるようになっていきますから、以前よりも子供たちは自分の未来を考えて、どこに行きたいか、行こうという動きも出ているのは間違いありません。

ですから、こういう事態の中で私どもが提起したのは、それぞれの地域で子供たちのいろんな思い、夢が実現できるような高校をつくってほしいということで、重点8校というものもありましたし、総合選択制は総合選択制のよさを、その地域との結びつきの中でアピールしてほしいということでやってきました。しかしながら、現状において各地域の高校の定員が減っていています。私はある程度やむを得ないなという感じがするんですけれども、子供の数が減っている中でも、各学校の校長、教員を励まして、もっと多くの子供たちがその地元に行きたいという高校をつくってほしいと思っています。

臼杵高校が数年、定員を割っていたんです。それがことし1次募集で定員増になりました。豊後大野と同じように、大分市の近辺でそういった実績を上げた高校もあります。聞くと、やっぱり物すごく小まめに地元の人と話をしたりという取り組みをやったと聞いていますから、そういった取り組みも紹介しながら、また校長と話したいと思えます。

**玉田委員** 商業系の関係は津久見であったんですね。それは済みません。ただ、今回の受験生の動向を見ていると、やっぱり数字がもうそういうふうに出ているので、三重総合で言うと、2クラスまではいかないけれど、1.5倍ぐらいまで上がっていつているので、そういう動向についてどういうふうを考えるかはやっぱり丁寧に検討してもらいたいということですね。

それと、教育長と話してもこれは理念の話で、そこはお互い理解してしまうところになってしまいうんですけれども、要は三重総合高校が総合選択制で大分県で一番最初にできて、これはすばらしいことをやりますよという話。中学生の卒業生が少なくなっているけれど、申し上げているように、市内の中学生の総数について言うと、高校の総数よりもまだ上回っている中で、2クラス減になっているというこの状況をどういうふうを考えていったらいいのかということですね。

それは、大分市内への集中というのも1つ原因としてあるでしょうし、いろんな要因があると思うんですけれども、そもそも総合選択制というのにもう少し厳しい総括と、今後の検討が必要じゃないかなと私は思うんですね。

それと、もう1個は、三重総合高校の場合は、4校が発展的に統合していった学校ですけども、要は新設と同じ扱いだと思っんですね。ですから、それまで培ってきた4校の同窓会の皆さんとのかかわりとかがない中で、今、卒業生たちが同窓会をつくりながらやっている。そういう中での、地域の中での高校のあり方とか、高校への理解とか、そういう分についても少し検討というか、このフォローアップ委員会でも検討の余地もあつたんじゃないかなと思っんですね。進学とか、国東高校とかと比べていますけど、その同窓会の関係とかも、やっぱり地域の中の学校という意味では非常に重要ではなかったかなと思っんで、ぜひその辺も厳しく検討していただきたいということですね。

**野中教育長** その地域の子供たち、中学卒業生の子供たちの数と、その地域の高校の定員の関係で見たときに、その地域の卒業生のかなり多くの部分が大分市に行く。そのこと自体は子供の責任でもないし、誰の責任でもなく、子供の選択なんですよ。子供にとっては、まさに自分の未来を切り開くための選択で、現状においてはそれでよしとせざるを得ない。本来、あなたのところの使命は何かということなんですね。ですから、三重総合なら三重総合でその実績をつくれと。私のほうは、それをやっぱり校長に求めていくという、それをここで話しするしかないと思います。

先ほど同窓会のお話もありました。統合する高校の中で、いろんな同窓会の思いが、なかなかうまく一致しない中で動くことはよくあります。新しくでき上がった高校も、自分たちの力を、自分たちの高校の内容を地元に出していくときに、一致して応援する体制をしっかりとつくっていくという働きかけなり、力もまだ弱かったのかなというふうに思います。しっかりと受けとめてやっていきたいと思っます。

**玉田委員** 子供の未来を考えたとき、さっき言った大分のほうの学校を選ぶ自由というのは、私ども理解していますけれども、残念なのは、その選択肢の中に三重総合高校が大きな存在になっていないというこが僕は問題だというふうに言っているわけなんですね。少なくとも、選択肢の一つになるような学校にまずやっていきたいと。そうになっていないから、この7年間でこういう結果が出たんじゃないですかという、そういう意味もありますので。

**高畑高校教育課長** 補足をさせていただきます。この豊肥地域は、豊後大野市も減ってはいっているんですけども、隣の竹田市の生徒の減少が非常に大きい状況にあります。竹田高校、三重総合、複数の学校を地域に維持させて、地元の中学生在が選択できるようにというのが計画の基本理念でありまして、竹田高校についてもしっかり維持存続させていくという部分もあります。全体として、豊肥地域がかなり減少しているという部分も背景としてあるというのも補足として説明させていただきます。

もう1つですが、フォローアップ委員会の検証の中身についてずっと説明申し上げましたが、検証の視点としては、主たるものは計画の中で、それぞれ狙いとしたことがどれだけ達成できたか、あるいは計画を立てるときに懸念されたところはどうかという大きな視点を持ってやっておりました。さっきご指摘の同窓会との部分とか、そういうところは大きく触れられなかった現実はあったと思います。

**毛利委員** 2ページの今後の方向性に尽きると思うんですけど、生きる力、これは自立性、自立という考え方でいいのかなと思うんですけど、やっぱり入り口があれば出口があると。しっかりした出口が本当にできているのかというところに尽きるのではないかなというふうに思います。

やっぱり生きていくということは、自分で働いて、稼いで、そして社会の中で社会貢献を果たしていくということを含めたことでありますので、それを考えると、中学校の連携はなくてはならないと思うんですよ。それをまだ細かくいくと、やっぱり保護者との理解ですね。今度の再編成は、普通校もあれば実業校もある。でも、点数でここに行くとか、自分がやりたいからここに行くとか、それが本当になかった制度だったのかなと思います。その辺のところをここにあるように、生きる力を保障する高校教育のあり方、これはどういうことを具体的に言ったのかわかりませんが、私なりにとったらそういうことかなと思うんですよ。であれば、このことを課題にここで検証したということは、10年間で、もうすぐ27年で終わり。ということは、次の計画がスタートするということであると思うんですよ。子供たちの数もうわかっているわけですから。そこのところをはっきり考えて、出口がきちりできる高校をつくるべきではないかと思うんですけど、その点はどうですか。

**野中教育長** 出口というお話で、まずは高校教育の目指すところをしっかりと実現した上で子供たちを送り出すことができるのかというお話だったと思います。再編計画の中で、社会の変化、子供たちのニーズの変化の中で、子供たちに本当に合った教育を提供しよう、そのための規模も要るだろう、こういう種類の高校も要るだろうということで作って来ました。今回の検証は、前期の分を検証して、それがどれぐらいできたのか、大まかなものは全般的におおむねできている、ただし、ということいろいろ課題が出ています。ですから、今取り組むのは、ここで出た課題について、しっかりフォローをして、高校改革で実現しようとした、子供に提供する教育の内容をしっかりと実現するというのが1番目なんです。2番目に、この10年間の変化の中で、引き続き少子傾向は続いています。それにどう対応しながら、また新しい変化の中で高校に求められている教育内容をつくっていくか。直ちに次の計画ではなくて、この計画を再度しっかりと実現しながら、腰を落として課題点を拾っていきたい。そういう意味で検討が必要になってくるとこれを受けとめて、内部で検討していきたいというふうに思います。



**毛利委員** ぜひ自立できるように、子供たちの方向性を、しっかりと指導者が、保護者も含めて見出してやらんといけんと思いますので、そこを間違えないようにお願いします。

**馬場副委員長** フォローアップ委員会の2ページの、玉田委員とも少し重なるかもわかりませんが、「全ての中学生が自分の将来を見通して学校選択している状況にあるとは言えない」というところがあるんです。この辺の中高の連携ということになるかもわかりません。中学校の出口は、子供たちがどのような姿で高校なり、働くのかというところとかかわると思うんですけども、その辺の具体的な、総合選択制の高校ともかかわるかもわかりませんが、どういう実態であるのかという状況を少し。

**高畑高校教育課長** 今、委員ご指摘の「全ての中学生が自分の将来を見通して学校選択している状況にあるとは言えない」といいますのは、教育の中でやはりそういった理念で選択の幅を拡大させると、委員さんの中から、そうはいつでもまだまだ学力検査の点数等で単純に選んだりとか、そういうところがあるんじゃないかと。

例えば高校は、中学校と違って普通科もあれば、専門学科もあります。工業、農業、商業、福祉、そういった専門学科を選ぶときには、さっき言われたように、先の職業、将来を見通しながら高校選択をする、高校の学科選択をするということが必要であり、大事になってきます。そういった意味では、高校の側のほうから、中学校の進路指導がそのところがまだまだ弱いんじゃないかなというような意見が出ました。そういう意味で中高の連携とか、接続が大事であるというような論議にもなっていたと思うんですね。

**馬場副委員長** 最後は、やっぱりどうやって働くか。先ほど毛利委員のおっしゃったように、どこで、どういう仕事について働くかということになると思うんです。ただ、15歳の中学3年生が、どういうイメージで自分の職業をある程度将来を展望できるかということ、なかなか私自身も含めてそうなんだと思うんですね。でも、中学校3年の段階でこのことのために高校に行きたいというものはやっぱり持つておかないと、ただ単に行くということではないと思うんですよね。ある程度中学校との連携で、このために大学に行って、こういうふうな職業につきたいとか、おぼろげながらもそういうものを持つてると。ちょっと違うなというところが、高校に行っても出てくるかもわかりませんが、総合選択制だと、ある意味では理想的な学校だと思うんですよ。また、自分はこういう勉強したいとか、こうなるというのは自分で選択できる。ただ、15歳の段階で選択というのは、年齢的にはなかなか厳しいのかなというところが1つ。

そうすると、その辺の方向性を持つような中学校との連携といいますか、進路指導も必要ではないかなという気がするんです。中学校との連携を含めて、子供たちがこういう方向で進んで、こういうふうになりたいとか、そういうものがあって高校選択ができるというようなところが必要じゃないかなという気がするんです。中高の連絡、連携はとても大事、15歳でどの程度の進路の目標を持つかということとはとても大事ななと思います。

**高畑高校教育課長** 義務教育の分野にかかわりますけれども、本当おっしゃるとおりで、そういうふうにできれば一番いいんでしょうけれども、中学校の15歳の段階で全ての子が遠い将来まで見通してということは、無理な部分もあるかなと思います。

そういった意味で、今、高校の教員が中学校へ出かけて行って出前授業をしたりとか、あるいは高校生自身が中学校へ出かけて出前授業をしたりとか、農業科の生徒が田植えを

一緒にしたりとか、商業の生徒が商業のことでちょっとお話ししたりとか、そういった機会も結構つくってきております。そういった中で、ああ、こんな先輩になりたいとか、こんな勉強するのはおもしろそうだなというような、そういったレベルでの動機づけみたいなことに各学校取り組んでいます。

**後藤義務教育課長** 私どもが中学生のころは、中学校3年生のときにどの高校を選ぶのかというような、極めて限定した進学を選択だったと思いますけれども、今は中学校1年生から将来にわたった職業選択も見据えまして、近隣にある職場を見学したり、または職業人のお話を聞いたり、中学校2年生では職業体験を1週間ほど経験したりと、非常に多様なキャリアの形成のための学習を積み重ねています。そういうことを踏まえまして、いよいよ中学校3年生になって、自分の描いた将来に向かって学校を選ぶというのが理想的な選択の姿だというふうに思っております、そういうことを今、学校には求めています。

非常に不況時代が続きまして、高校はいろんなところを見据えた可能性のある普通科を選ぼうというようなことがちょっと長い時間続いたんじゃないかと思っておりますけれども、経済がまた活性化しましたら、高校に入るときに、やっぱり職業人としての選択肢を見据えた学校選択ができるようになるんじゃないかと思っております。本当に中学校もキャリア形成のために多様な活動を創造しております。そのことをご報告いたします。

**田中委員** 高校再編した後の学校の形態がほとんどが総合選択制の学校になってきて、高校のあり方としては、こういうものもあり得るなという一つの形だと思います。心配しておるのは、この総合選択高校の質の問題ですよね。制度はすごいんだけど、中身を運営する教員の力とか、入る子供が本当に選択できるだけの力があるんかと。だから、非常に形はいいんだけど、中を見たらがたがたなってしまうと、かつての商業科とか、農業高校の単独のほうがかえって力のある子供をつくったんじゃないかというような評価が出てきたときに、県の意図に反して、この総合選択高校制というのを導入してだんだん力が落ちてきた場合には困った問題だなと。

しかも、今は公私間比率が75対25か、だんだん変わってきますよね。少子化とか言いながら、今度は公私間比率が将来的にはフィフティー・フィフティーとかいう場合にね、私学は私学で生き残りの戦略かけてやっておるわけで、質のいい学校をどうつくっていくかという戦いを県立高校も強いられざるを得ない時代に入ってくると思うんですよ。今は、ある程度公私間比率を含めて定員が確保できるという安定感の中でやっていますが、将来的にフィフティー・フィフティーになるような、これはもう実際福岡なんかでもやっておるわけですけどね。その意味で、子供のためにと言いながら、子供の力をつけさせないままに送り出していくという問題を、我々は深刻に捉えなきゃいけないし、やる以上は成功させて、さすがだということまで持って行ってほしいと思うんですけどね。そういうことを期待しています。だから、これが悪いとかいうんじゃないくて、この制度をこれからどう高めて、いい質の教育をつくっていくかが課題だと思っております。頑張ってくださいと同時に、何かひとつ教育長のほうから感想でも話して。

**野中教育長** 子供たちのニーズに応じて、子供たちの未来を切り開ける、そういう高校にするという意気込みで総合選択制はあります。普通科で目的もなしに、ただ大学に行くんじゃないくて、その高校の中で自分の行く道を見つけ出せるような、提供されるいろんな科目が自分に合う、そこで学ぶことが喜びになるような高校という位置づけで考えています。

ですから、まだ十分な科目設定ができていないとか、それにふさわしい力の先生がどうかという課題は、私あると思います。それについては、これからぜひ再編してよかったという成果になるように力を入れたいと思います。

**近藤委員** 一昨日、看護科学大学の卒業式に行ったんですけども、あそこは東大から続けて2代学長がみえて、非常に高いレベルの教育方針でやっています、もう生徒が引く手あまたですね。長崎県から四、五人ぐらい来て、子供を下さいと来るぐらいにすごい。やっぱり教育の目指すところ、子供たちの質をどう高めていくかということは、詰まるところは指導者の力量に負うところが多いわけですよ。そういう意味では、再編の科とか形とかじゃなくて、やっぱり本当の教育改革というのは、いい力量のある指導者をどう育てるか、また確保するか、そこを求められていると思うんですね。

やっぱりいい人材をつくるにはいい指導者がおらんとできないですよ。これは教育でもスポーツでも全く同じことなんです。そういう意味では、あそこにあの指導者がおるから、あの高校に行って何々をやりたいとかね。スポーツでも勉強でも一緒ですけども、お金がかかってもいいと思うんですよ。教育にお金をかける、これはもう当然なことなんです。お金を辛抱したら余りいい教育できませんわ。本当に。私は、やっぱり最先の投資が必要だというふうに思っていますので、そういういい指導者を育てるような、また確保するようなことは何とかできないのかな。

私のところの由布高校は、おかげで、全く国公立に行っていないのが、廃止から一転、もう7、8名国公立に行くようになりましたね。やっぱり熱意のある先生が来ています。一生懸命やっていますので、普通の子供があんなに上がるから、本当にびっくりしました。あの子は由布高じゃないと行けんじやろうというような子供が大学に通っていくんですからね、もうこれすごいことだと思いますよ。だから、レベルの高い指導者が来れば、そこまで変わるといえることですよ、学校はね。そういうこともやっぱり教育改革の一番大きな方向に据えるべきだと、私は思うんですけどね。

**野中教育長** 高校再編の中では、指導者のところまではなかったんですけども、子供たちの力を引き上げていく起因になるのは、やっぱり学校の先生だと特に思います。今由布高校の例がありましたけれども、再編の中で伸びていっている高校もあります。そういう意味で、指導者の力をしっかりつけながら、課題のある高校もしっかり成果を上げていきたいというふうに思います。

**荒金委員** 今、時間もかけて、皆さんそれなりのご意見を言ったりしておりましたが、私も黙って聞いちゃったんですけども、最終的には何かということになるとね、大分県の学校改革の仕組みというのはすばらしいと思う。しかし、悲しいかな、さっき馬場先生が言ったように、15歳の子供たちが選択できるか、できないかということになると、できないと思うんです。かといって、父兄がそれできますか。あと、将来に責任を持てる。持てないでしょう。

そんなことではなくて、今、一番ポイントは、義務教育のあり方を考えていかんと、受け皿は立派なものできているけど、送り出す側の子供たち、あるいは先生方がまだまだ真剣味が足りないというふうに僕は思う。義務教育課長から答弁いただきたいと思うんですけど、その分のメスの入れ方というのは難しいんですかね。

**後藤義務教育課長** 私、かつて、まさに三重総合高校が立ち上がるときに豊後大野の教育

委員会におりまして、三重総合高校の子供たちと豊後大野市の中学生を引き合わせるようなことを、当時の初代小畑校長と努めてやりました。そのときは豊後大野市内の中学校がよく取り組んでいただきました。そういうことを考えますと、やっぱり義務制の熱意ある送り出し方というのはとっても大事だと、今振り返って思うところがございます。今、ご意見いただきましたので、私どもの中学校に対する指導につきまして、改めて考え直していきたいと思います。

**荒金委員** 振り返って課長も思っているんですから、もっともっと各地域の小中学校の先生方も含めて、やっぱり熱意を持っていただく。校長もリーダーシップを持ちながら、学校の経営者の一人であることを自覚するようになったら、もっともっとよくなって、あなたたちが絵に描いた餅にならないで、いい方向の改革があるわけですから、それに乗っかるんじゃないかなというふうに思いますので、頑張ってください。

**毛利委員** 義務教育課長、さっきお話しいただいた中学校で職場体験が 있습니다。これはこれでいいと思うんです。子供たちが興味を持って、こういう仕事があってこういうふうに世の中あるんだと見えるという観点もあるから。現場の保護者の数人の意見を直接言いますが、志を高く持たせたいという保護者もいて、職業というのはいろんな選択があるからもっと違う職場体験を入れてほしいと。その中に県庁というのがありました。市役所とか、そういう世の中の動きが社会的なところで動いているんということを見せてほしいという意見がありましたんで、ぜひ学校には、毎年毎年同じところじゃなくて、そういうところもかせてほしいと思います。よろしくお願いします。

**尾島委員長** 要望で考えてもらっていいですか。

**毛利委員** はい。ぜひ考えてみてください。

**尾島委員長** 質疑もひととおり出そろったと思いますので、次に移りたいと思います。

諸般の報告の途中ですが、ここで、先ほど採決を保留いたしておりました第52号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について、総務企画委員会及び土木建築委員会から、回答がありましたので、先ほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

両委員会の回答は、いずれも「原案のとおり可決すべきもの」であります。

それでは、第52号議案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**尾島委員長** ご異議がないので、第52号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、諸般の方向に戻ります。⑥、⑦について報告をしてください。

**高畑高校教育課長** 県立学校における土曜日等授業の実施に係る大分県立学校管理規則を一部改正しましたのでご報告いたします。説明資料の32ページをごらんください。

まず、土曜日等授業について説明いたします。土曜日等授業とは、児童生徒の代休日を設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用して、すべての児童生徒を対象として教育課程内の学校教育活動を行うものを言います。したがって、希望者等を対象とする補習等はこれに該当しません。

教育課程内の学校教育活動には、各教科・科目の授業、ホームルーム活動、総合的な学

習の時間、特別活動や進路指導及びキャリア教育等に関連する学校行事等が入ります。

次に、2の土曜日等授業についての基本的な考え方をごらんください。

本県におきましても、土曜日等について、県立学校で学ぶ幼児児童生徒たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要であると考えます。

そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上のような観点から、(3)に示しましたように、土曜日等授業を土曜日等における充実した学習機会を提供する一つの方策と捉えております。

次に3の土曜日等授業の実施に係る大分県立学校管理規則の一部改正(要旨)をごらんください。平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部が改正されたことにより、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確になりました。現行の大分県立学校管理規則では、土曜日等において教育課程内の学校教育活動を行う場合は、児童生徒の代休日を設定し、実施日・実施内容・代休日等について、校長はあらかじめ教育委員会に届け出るようになっております。管理規則を一部改正することで、校長が、教育上必要と認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、土曜日等において、児童生徒の代休日を設けることなく、教育課程内の学校教育活動を行うことができるようにするものです。施行日は、平成26年4月1日です。

土曜日等授業の実施にあたりましては、①教育課程外の教育活動を行う時間の確保、②部活動の時間の確保、③生徒の心身の負担軽減への配慮、④教職員の勤務体制の整備などの留意点がございまして、これらの留意点に対して、各学校のミッションや生徒の実情により対応が異なることから、全校一律に実施するのではなく、各学校の校長が教育上必要と認める場合において、県教育委員会の承認を得て、実施するという形を基本としたいと考えております。

最後に、5の土曜日等授業に係る今後の方向性についてですが、別に定めます「県立学校における『土曜日等授業』実施ガイドライン」をもとにして、平成26年度から希望する学校には土曜日等授業を実施してもらうことを考えております。

なお、このガイドラインは、平成27年度以降につきましては、26年度実施校における成果と課題を踏まえて、改定する予定です。

以上で報告を終わります。

**法雲社会教育課長** 去る3月17日に第3次大分県子ども読書活動推進計画を策定しました。冊子につきましては本日お手元にお配りをしてありますが、概要については説明資料で説明しますので、33ページをお開きください。

1の(1)①のとおり、本計画は子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、また、②の昨年5月に閣議決定された国の第3次計画を指針としつつ、本県の実情を踏まえ策定したものです。

国の計画の重点事項は、不読率の改善、市町村計画の策定、学校図書館図書整備5カ年計画の実行、学校司書の配置、ネットワーク活動に対する支援及び優れた取り組みの奨励です。(3)のとおり本計画の期間は30年度までの5年間です。

次のページの3をごらんください。取り組みについては、3つの重点方針の下で進めてまいります。

1つ目は、不読率の改善です。読書習慣の形成、読書を支える人材育成が重要であり、まず、HP等を活用して、家庭での読書や妊娠期から読書の重要性の啓発、県立図書館、公共図書館の取り組みの充実等を上げています。また、学校図書館の充実に向け、校長をはじめ担当教員に対する研修の徹底と推進体制の確立、アドバイザー派遣等により学校司書の専任配置の効果を全県に拡大、あらゆる障がいに対応した読書環境の整備等を上げています。さらに、県立図書館の支援のもと市町村図書館職員、ボランティアなど地域で子供の読書活動を支える人材育成にも努めます。

2つ目は、家庭・地域・学校が連携した読書環境の整備です。市町村計画の策定は推進の基本です。本県の25年度策定率は66.7%ですが、早い時期に100%を目指します。また、県立図書館による市町村図書館支援をさらに充実します。

3つ目は、普及啓発活動の推進です。特にネットワーク活動の支援として、子どもと本をつなぐネットワークフォーラム、公募による読書コンクールを継続実施するほか、子どもの読書活動に関する総合情報サイトを構築します。

次のページに9つの目標指標を設定しておりますが、これについては、今後毎年その達成状況を検証し、必要な見直しを行うなど、計画実現に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

**尾島委員長** それではここで質疑を行います。ご質疑があればお願いいたします。

〔「いいです」と言う者あり〕

**尾島委員長** それではご質疑がございませんので、次に移りたいと思います。最後報告の⑧に移る前に、ここで冒頭報告しておりましたとおり、本日は林教育委員長職務代理に出席を求めておまして、現在到着いたしました。

それでは早速、高畑高校教育課長に説明をいただきたいと思います。

**高畑高校教育課長** 大分県立高等学校第一次入学者選抜実施内容を一部変更しましたので、報告いたします。

説明資料の36ページをお願いします。1の変更内容をごらんください。

平成27年度第一次入学者選抜から、出題方針、配点、検査時間とそれに伴う検査日程の4点を変更します。

その理由ですが、2の変更理由にありますように、まず1つ目に、中学校では、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成を重視した学習指導要領に基づき、教育活動が行われているということでもあります。

ここで、別冊の資料2ページをお開きください。これは、文部科学省から出されています「すぐにわかる新しい学習指導要領のポイント」の抜き刷りです。左上の枠の中をごらんください。学ぶ内容の最初のポイントに、思考力・判断力・表現力を育みますとあります。また、次の3ページの右上をごらんください。平成24年度から全面実施となっています今の学習指導要領改定のポイントです。枠内の下のほうに学力の重要な3つの要素を育成しますとあります。この中でも①基礎的な知識・技能を身に付けさせるとともに、②知識・技能を活用し、みずから考え、判断し、表現する力を育みますとあります。白抜き

の中でも知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成の両方が大切とあります。

最初の資料36ページにお戻りください。2つ目の理由として、第一次入学者選抜における学力検査は、中学校における基礎的・基本的事項の学習の成果をみるとともに、高等学校の学習を進める上でも必要な力である思考力、判断力、表現力を問うものであるということでもあります。

3つ目に、生徒がしっかり思考を深める時間を確保するためには、十分な検査時間が必要であるからであります。次に3の変更事項ですが、(1)の出題方針のところをごらんください。現行アにあります基本的な内容について」を削除し、変更後イに「知識、技能とともに」を追加、イの現行「検査」を「十分みることが」に変更、文末は「配慮する」から「にする」といたします。続きまして(2)の1教科あたりの配点についてですが、現行の50点満点を60点満点とします。また(3)にありますように、検査時間については、各教科5分延長し、50分とします。(4)の検査日程ですが、検査時間を各教科5分延長することに伴いまして、全体の日程も25分下がり、15時40分終了となります。

次に資料4ページをごらんください。これは今回実施された大分合同新聞に登載された高校入試の出題方針です。現状においても出題方針にあるように各教科とも「基本的な内容について出題する。また、思考・判断・表現力を問う」ようにしている。例えば国語では「論理的に思考し表現する力を見る」となっています。英語では、「思考力、判断力を働かせてまとまりのある文章を理解したり」とあります。数学も同様です。

その出題について、どのように中学校側が捉えているかは、5、6ページにあります。理科では「平素の授業から得た知識や技能を基に、思考力、表現力などを総合的に問う出題。暗記ではなくデータの分析・解釈など探究する力が鍵である」とあります。社会でも「多面・多角的に考えて判断する。自分の考えを短文でまとめる」と分析されています。国語は「記述式の問題は、状況・目的に応じた思考力や表現力を見るものであり」と分析されており、英語については「幅広い表現力及びコミュニケーション能力、理解力を見るために工夫されている。」とあります。数学についても「各領域の中から思考力、発想力を問う問題。基本問題から応用力を試す問題までバランスよく出題されている」と指摘されています。

以上のように、現状であっても基礎的・基本的知識・技能を問う問題から、思考力、判断力・表現力を問う問題まで出題されており、この形は今後も変わりませんが、思考力、判断力・表現力を問う問題を重視し、比重を高めることとなります。

次に7ページをごらんください。これは、今回の高校入試の国語の問題の【四】です。Aでは、言語に関する基本的な知識・理解について、Bでは生徒会新聞を創る設定で、委員会を開くといったものですが、条件を踏まえながら自分の意見を筋道立て書くという思考と表現を見る問題であります。各教科ともこのような視点で作成しています。

先ほど触れましたように、現在は45分の50点で実施していますが、もっとしっかり思考力、判断力、表現力を見るようにするということとなりますと、受験生にもう少し時間が必要であるということ、また、全国的に見ても試験時間50分の県が多数であるということ、また現在、思考力、判断力、表現力を問う問題も配点があまりかわらないという

現状もありますので、質に応じた配点もできるようにするという観点から60点満点としました。

以上で報告を終わります。

**尾島委員長** それでは質疑の前に、林教育委員長職務代理に一言申し上げます。今日は突然の出席要請にもかかわらず、予定のある中を繰り合わせいただき出席いただいたことに感謝申し上げたいと思います。先般、委員会を開きまして、今回の入試改革について、教育委員会の議論も聞きたいというお話がございました。そういった質問も出ようかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**毛利委員** 私がこの場を設けていただきたいという意見を申し上げました。お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

新聞発表で最初にこれを知りました。その前に、私も中学生の子供を持っているのでPTAの役員をしております、PTAの保護者の方から電話をいただいて、その後で新聞を見て指摘をされて、こういうことがいきなり出ているけど、どういうことなのかと問われた次第であります。したがって、この発表に至るまでの経過、それで教育委員会の議論など聞かせていただきたい。

それはなぜかという、子供が学力をつける、子供が将来的に自分の進む道に役に立つという観点からであります。先ほど高校課長もあつたけど、もう来年度からでありますから、これから受験までに必要な時間が十分に保てるのかなということと、保護者の立場から、子供に対して受験に対する対策が十分できるのか。塾もどのように選んだらいいのか。そこにはお金がかかることでもありますので、いろんなことが生まれてくる。それをいきなり急に換えられるという不安感があるということでもあります。

もう1つは、学校で十分な学校教育ができるかという不安もあるということでもあります。したがって、今回の件がいつから教育委員会で議論されてきたのか、そして、教育委員会の意見がどのようにあつたのかを聞かせていただきたい。

**林教育委員長職務代理** 今のご質問に対しまして答えていきたいと思ひます。

まず、教育委員会の会議の協議の過程ですけれども、まず、3月4日に教育委員会の会議の中で、協議という項目を設けてこの検討をしました。それから、3月12日ももう一度協議いたしました。3月17日の教育委員会で議案として上げて可決したということになります。

私たち委員も、この問題の重要性は非常に認識しております、その協議を2回やったということなんですけれども、その中で、事務局の提案内容について十分聞き、何か問題点があるかということも考えてみました。

私たちも最初、特に基礎というところをとって、思考力、判断力、表現力を十分見るといふようなことに変えるというのは非常に大きい変化じゃないかというふうに思ったこともありました。しかし、協議を重ねていく中で、実は学習指導要領の改訂が平成24年に行われまして、そういう方向が既になされる。さらに平成20年には前倒しで一部行われている。来年受ける生徒さん、今2年生ですけれども、彼らのときに平成24年から完全実施されたということですね。そういう意味では学校の先生方も十分対応されているし、それから、子供たちも十分学習指導要領に従って、1年生から十分教育を受けているということを確認いたしました。



そういう意味においても、こういう表現力とか、判断力、思考力を中心に取り入れた、より重視したような入試制度を全面的に打ち出していく必要があるということも、私たちも認識した次第です。

その中で何か問題点がないかという意見も委員から出ました。例えば、そういう記述的になった場合、例えば、国語の最後の論述を何も書いていないのがあるんじゃないか、時間が足りないんじゃないかという議論が随分ありました。委員の一部は実際問題を解かれたというふうにおっしゃいましたけれども、そういう意味で、生徒が問題数が多くなり過ぎて、問題数というよりも、内容が濃くなって、最後まで行き着かないで終わるやろうということも議論しました。そういう中においては、事務局は、時間は50分にするということで、最初からそういう提案だったんですけれども、そういうところも確認いたしました。

私は、このタイミングでこの議論がされたというのは非常によかったなと思うのは、さっきの学習指導要領に対応しているということ。それから、確かに生徒さんにとっては不安があるところなんですけれども、私たちもだからできるだけ早いほうがいいというふうに思ったのは、やはり少なくとも1年前にしないと、年度の途中でそういうことになった場合には非常に大変なことになると。いろんなことを考えまして、3月17日の議案に私たちは同意をした、賛成をしたという経過であります。

**毛利委員** 3月4日からスタートしたということではありますが、であればもう少しオープンに議論がされているということをね、教育長、どうだったんですかね、これが表に出るということに何か不都合があったのか。

それと、私も問題をずっと近年見ていきますと、ご存じのとおり、特に5教科の中で数学というのは、入試は物すごく難しいんですよ。近年、英語、国語がまた難しくなってきた。難しいというか、問題が要するに幅広い。どう言うんですか、応用が多くなってきた。それに向けていっているのかなというふうに、私はこういう立場にあるからわかるんですけど、保護者とか、子供たちが、本当にそこまで理解しているのかなというのが正直なところの不安であります。

やはりその部分を塾がカバーしている部分が多いから、塾に行くというのは現実にあるというふうに思っております。それで、先ほど議長が言ったけど、質の高い教育をするためにはお金をかけないといけないという意見がありました。私もそう思います。やっぱり今度こういうことがあって、逆に学校より家庭がお金かかるような傾向になるんですよ。ぜひ、教育現場の中の指導力をさらに充実していただくように教育委員会で議論をして、具体的にやっていただきたいというふうに思いますけど、その点はどうでしょうか。

**野中教育長** 高校入試の試験の変更については、課長からお話をしました。内部的に事務局の検討は夏ぐらいから始めて、子供への負担はどうかなといろいろ検討していったわけです。

一番問題意識があったのは、実際に中学校で教えている内容、教えている課題にぴったり合った出題にまだなれていないというところなんです。それは、中学校で先生たちが一生懸命身につけさせようとしている思考力とか、判断力を図る試験でないと、やっぱり中学校における教育も充実したものにならないだろうというところがあります。そういう意味で変えたんです。

しかも、それはこの要綱を改訂する前、配慮するという段階においても、配慮する分量

を少しずつ増やしてまして、学校の先生もそれを理解して向かっていったと私は思っているんです。新聞の見出しはああいう形なんですけれども、学校の先生からすれば、私は当たり前の形になったというふうな受けとめ方になるべきだと思っています。ですから、学習指導要領がそういうふうになっていて、それに向かって努力をされていたはずなんですから、それをしっかり見るようにしますよというメッセージは、今度高校入試内容ではなかったというふうに思います。

新聞報道等によって物すごく大きく変わって、学校で対応できないんじゃないか、新たに塾に行って何かしなくちゃいけないんじゃないかという不安が生まれたのは、理解しています。そうではない。学校の先生方は、まさに今、試験で求めようとする力をつけようと努力している。大分県は活用力が弱いというのは、学力テストの結果を見てもそうです。ですから、やろうとしているのは事実ですけども、まだまだ十分成果が上がっているとは思いませんけれども、このことによってしっかり中学校にメッセージが届いて、学校の先生方はやっていただけるというふうに思っています。

**毛利委員** 馬場先生と少し話したけど、馬場先生ときはさらに指導力が強かったからすごいなと思うんです。今の先生方が悪いという意味じゃなくて、やはり学校によって時間が違ったりしている。次長がうなずいているでしょう。だから、やっぱりここに原因があります。指導力を発揮できている学校と発揮できない学校がある、それによって子供たちが不利益を被るということなので、そのところをやっぱり徹底していただかないと、せっかく変えたということが無意味になりますので。

済みません、最後に私も伝えないといけないという立場がありますので言いたいことを言いましたけれども、そういうことであります。

**玉田委員** もう事情はわかりました。せっかく職務代理が来ているので職務代理の考え方をお聞きしたい。3月4日と3月12日に協議したと。その前の、田中先生が夏の場面で問題にした校名のおきも、教育委員会が開催される前に、教育委員と担当課長とか担当者との間で協議が行われている。

例えば、今回の協議の4日と12日のメンバーはどういう方だったんですか。

**林教育委員長職務代理** これは教育委員会の中でやります。議事録というか、議題を見ていただいたらいいんですけども、前はそうやっていたんですけど、今、その方式を変えています。議題というのがあって、報告というのがあって、それで協議というのを教育委員会の中でやっています。

**玉田委員** 教育委員会の中でやっているんですね。

**林教育委員長職務代理** 教育委員会の中でやっています。

**玉田委員** いいですか、委員長。

**尾島委員長** 続けてどうぞ。

**玉田委員** わかりました。じゃあ、その協議についての、どういう協議がされたというのは議事録に全部残っているということですね。

**佐野教育改革課長** 今、ご指摘があったように、以前は教育委員会の中ではなくて、その外の教育委員会の協議会といった場所で議論が結構ありました。そこを教育委員会の中でしっかり議論をしたほうがいいという話が昨年ございまして、そういう中で、教育委員会の中で協議という項目を設けて、基本的には、その中で議論を行う方向性を強めました。

強めた上で、そうはいつでも教育委員会で協議はするにしても、そのタイミングにおいては非公開で協議をしなければ、余りにも先走って情報を出してしまうとかなり混乱も出てくるといった話に関しては非公開で協議を行う。その上で、事後的に意思決定が終わった後に、議事様式を出していくといったかたちの形式を設けるという仕組みの改正をして、なるべくその教育委員会の中身が透明化する仕組みをつくったところでございます。

**玉田委員** ということは今回、教育委員会自体はこの件に関して3回正式に開かれたと理解していいですね。

**佐野教育改革課長** そうです。

**玉田委員** それがきちっと議事録に残っているということですね。はい、わかりました。

**馬場副委員長** 新聞を見ると大幅に変わるというようなイメージを持って、びっくりして毛利委員とお話をしたんですけども、全部が思考力を試すんでしょうが、40時間内にほとんど子供たちは解けていないような今の状況が、ことしの入試の中でもあったのではないかなと。

そういう意味からすると、5分延長によって、問題数等がどの程度変更になるのかというのが、イメージとしては物すごいというような感じが新聞からはするんですけど、その辺の論議は教育委員会の中でもされたんですか。

**林教育委員長職務代理** 新聞の書き方を、私たちも何か言うことはできませんけれども、こういう議論をしていく中で、それほど大幅な改正は、もう既にそれはされているという認識です。20年ぶりの改訂だったということもあったかもしれませんが、もう既にそういうことを前倒しにして、学習指導要領に沿った形でやろうということをやってきていますので、そういう意味では大幅に変わったという印象は持っておりません。

**馬場副委員長** 5分延長したことにより、その中で生徒が解けるといのは、ある程度限界がありますよね。今の問題の部分ではなかなか解きにくいという状況がある中で、たくさん入れ込むということは、限界がやっぱりあるような気がするんですよね。

**高畑高校教育課長** 今ご指摘の部分でありますけれども、問題の全体の数をふやすということじゃなくて、問題数自体は今までと基本的には大きく変わりませんよ。例えば、思考、判断、表現を問う問題でも、難しい問題から、基本的に思考を問うても基本的な問題もできるわけです。そういった部分の工夫をしながら、問題の内容としては、思考とか表現力を問う問題の比重を高めるということですので、量的に一気に何かふえるとか、あるいは問題の選出ががらりと変わるとかということではございませんので、補足をしておきます。

**田中委員** 今回のこういうマスコミ報道によって、かなり県民に動揺もあったかもしれませんが、粛々と教育委員会としてやっていただきたいと思っています。

毛利先生がおっしゃるように、各学校によって教科の力が違う、これは一つ課題だと思うんです。四国の香川に3年前行ったときに、教科の先生方は研究会をそれぞれ立ち上げて、教科のこういう教え方をしたらいいんだとかいう発表会をやるらしいんです。だから、組合依存じゃなくて、教科単位に学校の先生方がそういうものを研究し合っていく、それが子供たちに応用力としてついていくんだと思う。そこはちょっと大分県は弱いんじゃないかなと思っていますが、いろいろ工夫はしておるんですかね、どんな感じでやってますか。

**後藤義務教育課長** 来年度の予算では、中学校の学力向上対策支援事業ということで中学

校を切り分けまして、委員ご指摘のように、部会の力をもっと高め、あわせて指導主事の教科専門力も高めて、その2つのことで学校現場での授業力、指導力を高めて、この流れに学校も即応できるように支援をしようということで方向を変えております。そこまでやっていきたいと思えます。

**田中委員** その方向でひとつやってください。

**尾島委員長** それではほかにご質疑等もございませんので、以上で諸般の報告を終わりたいと思えます。

この際、何かありませんか。

**毛利委員** 私の記憶が正しければ、昨年の12月議会文教警察委員会の諸般の報告の、県立特別支援学校における就学奨励費の支給誤りについて、教育人事課長に尋ねた記憶があるんです。要するに、責任の所在はどこにあるんですかと。そのときに、それはこれから調査をして、はっきりしますという答弁があったと思うんですけど、そこはどうですか。

**藤本教育人事課長** 教育財務課と実際の事務がどうだったかということと、その原因について、それぞれ事情聴取をしました。ほとんどの学校で支給誤りがあったと、組織的な誤りということで、今後システムを新たに作り、今後こういった誤ちが起きないように作業をする、そして、実際に支給誤りをしたものについては、教育委員会として厳重に注意をしたところでございます。

**毛利委員** だから、そのときに私が中津北高の例を出した。諸般の報告の中に、中津北高では監督責任ということで、校長と教頭に減給を出したんですね。処分があった。だから、監督責任という責任の所在が生まれたわけですね。今回はそれはあるんですかということはこの前尋ねた。そうすれば、それはきっちり調査をして明らかにします、また報告しますと、私自身は聞いたつもりなんですけど、その後どうなったか、いつそれが明らかになるのかということを知りたいんですが。

**藤本教育人事課長** 今回報告の中にはありませんでしたけれども、それにつきましては調査をした上で、特別支援学校の校長会等でもきっちり今回の問題にはこういうところに原因があったと、やはり組織として教育委員会がすべきところをしていなかったという問題もあったと、教育委員会についても責任があるということで、対応したところでございます。

**河野教育次長** 詳細について、事情聴取を教育人事課でいたしまして、そして、直接かかわった関係職員に対して厳重注意処分をいたしました。そのうち全ての学校に関係しているものもございしますので、厳重注意じゃございませんけど、指導という形で校長会議を招集して、今回のことについて指導注意という最後の処理をしました。

**毛利委員** これは、何で私が言ったかということ、私自身が質問して、そういうふうに見つけたのがありますし、報告を受けたいと思えました。私ども委員会がまた変わっていきます。一般質問でもできるんです。でも、委員会というのがまた議会の中でも違う重要視というのがあって、それが言いつ放しにならないようにしていけないといけないということから、きょうは言わせていただきました。こういうことが、ほかにも諸般の報告で意見等があったら、きっちり報告をしていただきたいと思います。

**河野教育次長** その件で少し補足をさせてください。処分関係については申し上げたとおりでございますけど、金銭の関係で、県に負担をかけちゃいけないということで、保護者

の方に返納を求めませんでした。それに相応する金額については、特別支援学校の校長会、校長先生、教頭先生、事務長、それと県教委の幹部職員でカンパがございましたので、それを県に納入し、県に負担をかけないという格好での処理も同時に終わっております。

**尾島委員長** それでは、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔尾島委員長挨拶〕

〔野中教育長挨拶〕

**尾島委員長** それではこれもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会退室〕

**尾島委員長** この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者 あり〕

**尾島委員長** 別にないようですので、最後に私から一言ご挨拶申し上げます。

〔尾島委員長挨拶〕

**尾島委員長** これもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。